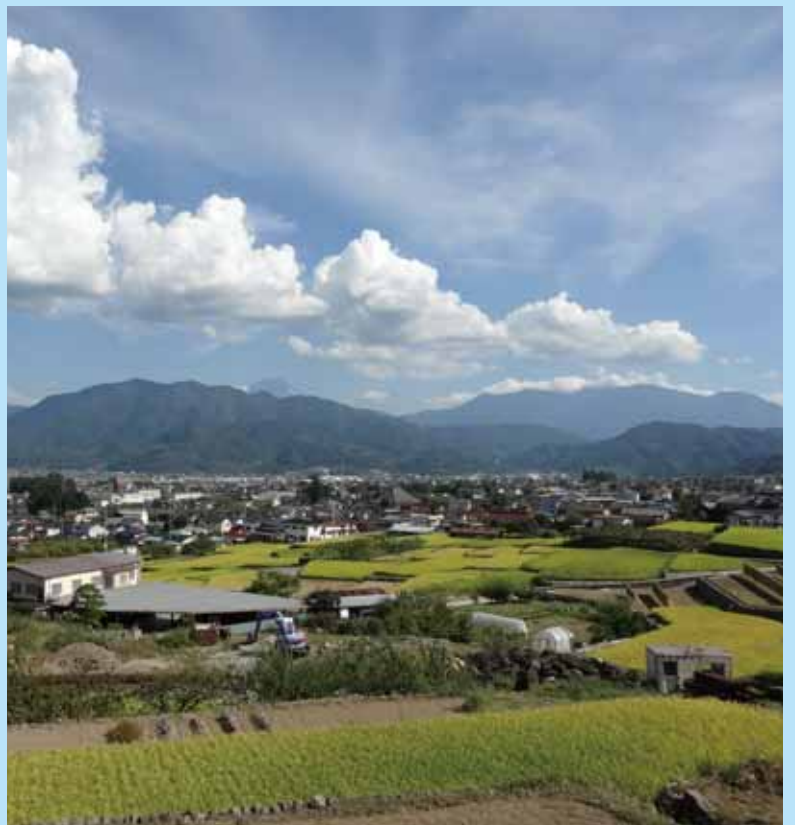


第3章

分野別まちづくり方針



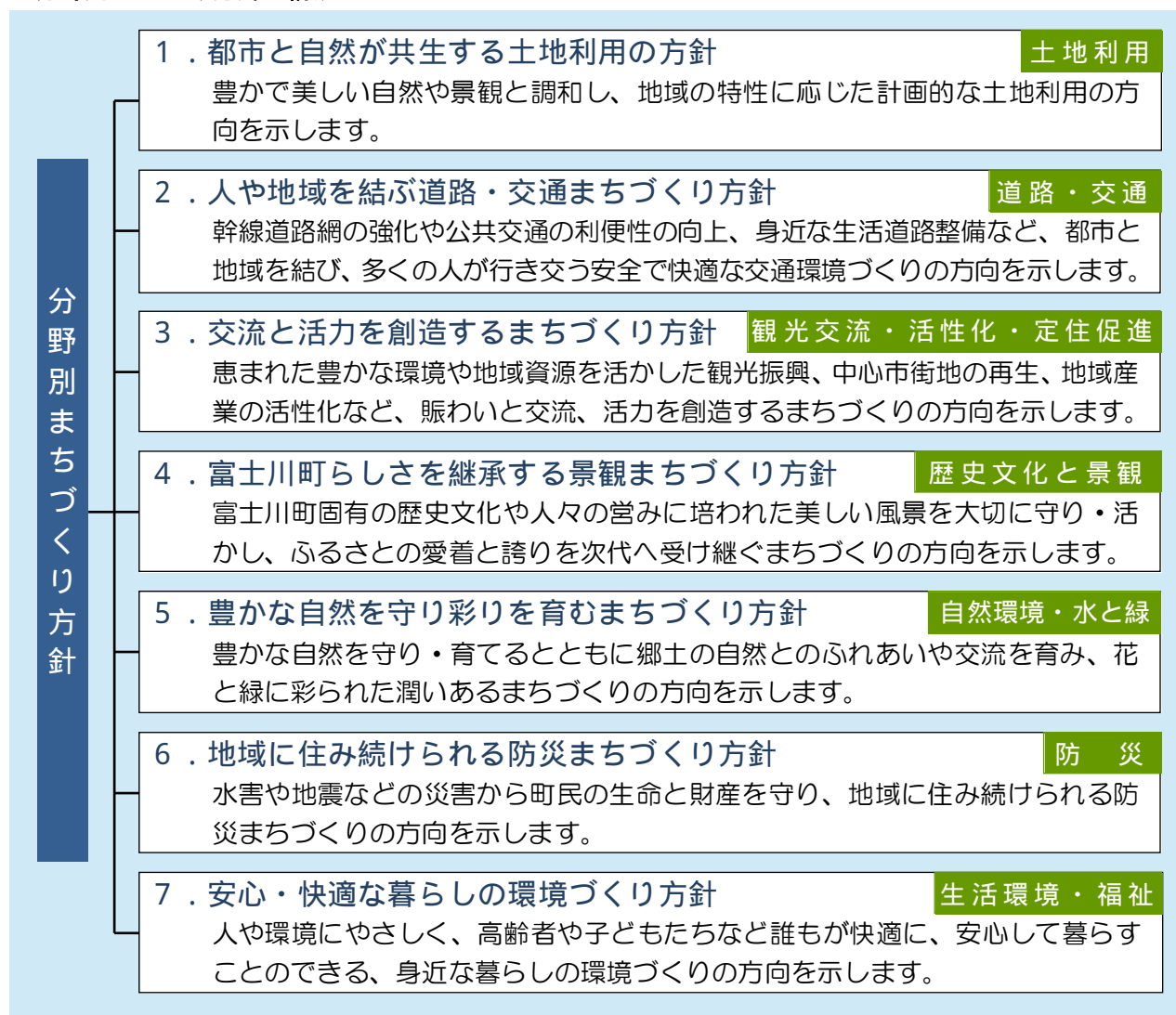
第3章 分野別まちづくり方針

■ 分野別まちづくり方針について

■ 分野別まちづくり方針の考え方

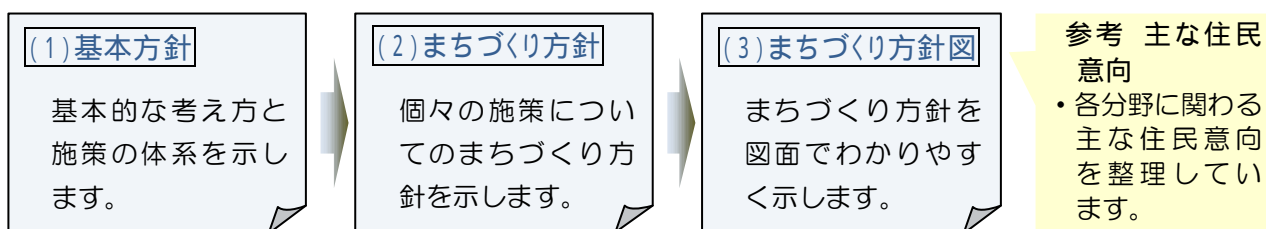
分野別まちづくり方針は、富士川町の将来像やまちづくりの目標を実現するため、まちづくりを構成する主な分野を次に示す7つの分野に分け、体系的にまちづくりの方向性を示します。

■ 分野別まちづくり方針の構成



■ 分野別まちづくり方針の内容について

分野別まちづくり方針は、大きく次の3つの内容を示しています。



注) ★ 各分野はそれぞれ密接に関連しあっているので、施策内容が複数の分野に重複している場合がありますが、一つ一つの施策が独立してわかるようにするため、必要な施策はすべて記載しています。

1. 都市と自然が共生する土地利用の方針

土地利用

(1) 基本方針

▶豊かで美しい自然や景観と調和し、地域の特性に応じた計画的な土地利用を進めます。

富士川町は、約8割が森林で占められており、北東部の扇状地や低地に市街地が集約され、町全体がコンパクトで緑と潤い豊かな田園都市となっています。

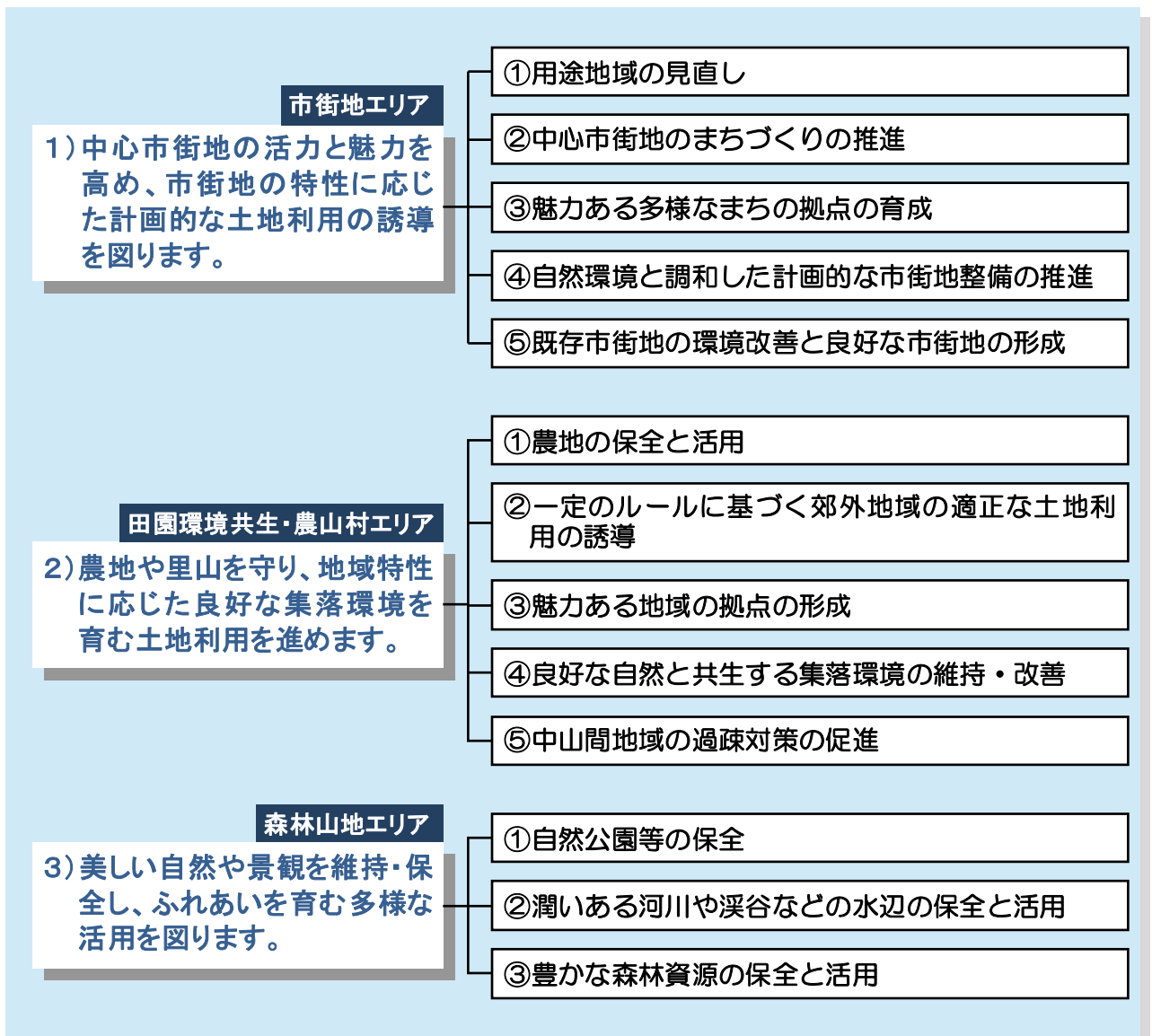
本町の土地利用の特性や課題を踏まえ、これまで築き上げてきた富士川町らしさを損なうことのないよう、豊かな自然環境や美しい景観と調和し、培われた歴史文化を尊重する、地域の特性に応じた計画的な土地利用を進めます。

リニア中央新幹線については、本町の市街地周辺を縦断することから、高架構造物による地域の分断や生活環境への影響、沿線土地利用への影響等を考慮して、計画的な土地利用や地域づくりに取り組んでいきます。



・新利根川付近からみる大久保・天神中條

■土地利用方針の体系



(2) 都市と自然が共生する土地利用の方針

市街地エリア

1) 中心市街地の活力と魅力を高め、市街地の特性に応じた計画的な土地利用の誘導を図ります。

中心市街地の活性化と再生は、本町の重要な課題の一つです。

現在の用途地域については計画的な市街地整備の促進を図るとともに、既成市街地が形成されている鰺沢地区の新たな用途地域の見直し^{*}を検討します。さらに、舟運の歴史文化を尊重しつつ、長期的な発展を見定めた市街地の適正な土地利用の誘導により、本町の顔にふさわしい活気と魅力ある、豊かな自然と調和したコンパクトな中心市街地の形成を図ります。

基本方針	施策の方針
①用途地域の見直し	■今後の市街地整備に併せた用途地域の見直し ○「甲府盆地7都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に基づき、施設の集積が高く、建物用途の整序が求められる鰺沢地区既成市街地における用途地域の指定検討と計画的な土地利用の誘導
②中心市街地のまちづくりの推進	■中心市街地の整備・活性化の促進 ○中部横断自動車道増穂IC周辺のターミナル機能の強化(交通基盤整備、アクセス道路の整備、まちなみ景観の誘導等) ○都市再生整備計画事業の有効活用(道の駅の整備、土地区画整理事業の推進、町営住宅の有効活用、多目的広場・ポケットパークの整備等) ○富士川舟運の歴史文化を象徴するまちなみ景観の誘導 ○国道52号(市街地区間)の生活道路化に伴う沿道のまちなみ誘導 ○都市計画道路の未整備区間の整備促進(大柵大久保線、青柳長沢線等) ■青柳・鰺沢など既存商店街の魅力づくりと活性化 ○観光拠点と連携した中心商店街活性化事業の推進 ○既存商店街の環境整備(商店街のまちなみ誘導、道路・歩道整備、まちかど・サイン整備等) ○店舗立地の促進、空き店舗・空地の有効活用、創業支援・後継者育成など商工会への支援等 ■「(仮称)富士川町中心市街地活性化基本計画」の策定検討
③魅力ある多様なまちの拠点の育成	■新たな交流活性化拠点の形成 ○増穂IC周辺の環境と調和した適正な土地利用の誘導と魅力の向上による新たな交流活性化拠点の形成(産業、観光、防災等に資する都市機能の誘導ゾーン) ■地域生活拠点の計画的なまちづくりの推進 ○鰺沢口駅および山王土地区画整理事業地区周辺の計画的なまちづくりの推進(新たな住宅地整備、鰺沢口駅の交通結節機能の充実、生活サービス施設の機能充実等) ■産業拠点の育成 ○産業基盤整備の推進、小林工業団地等の企業誘致の促進 ■観光交流拠点の形成 ○観光交流拠点の機能強化・魅力の向上(道の駅富士川、あおやぎ宿活性館・追分館、(仮称)まちの駅・シビック広場) ■自然レクリエーション拠点の形成 ○自然や水辺とのふれあいの場、レクリエーション機能の向上(増穂水辺プラザ周辺、鰺沢水辺プラザ周辺) ■文化拠点の形成 ○町民の文化・交流を高める拠点の機能充実と魅力の向上(民俗資料館周辺、ますほ文化ホール周辺) ■緑の拠点の形成 ○水と緑の拠点機能の充実と魅力の向上(富士川ふれあいスポーツ広場)

注) ^{*} 用途地域の見直し検討についての詳細は「第5章 計画の実現に向けて」を参照下さい。

基本方針	施策の方針
④ 自然環境と調和した計画的な市街地整備の推進	■ 東部地域開発整備の推進 ○道の駅富士川の整備、アクセス道路等の交通基盤整備、河川防災ステーションの整備等 ■ シビックコア整備事業の推進 ○商業・住宅・公益サービス機能等が集約した都市活動拠点の整備（国の支援制度を活用した国・県等の行政施設の集約・再配置、（仮称）まちの駅・シビック広場の整備、道路整備等） ■ 土地区画整理事業の推進 ○市川三郷町と連携した山王土地区画整理事業の推進 ○新たな土地区画整理事業の検討（増穂 IC 周辺、新田町、増穂小学校西側等） ■ 鯉沢口駅周辺整備の推進 ○土地区画整理事業と連動した駅前広場の整備、アクセス道路の整備等 ■ その他の市街地整備の検討 ○増穂 IC 周辺における、周辺環境に配慮した、一定のルールに基づく計画的な土地利用による大型店舗等の立地誘導、地区計画等を活用した誘導型まちづくりの推進 ○公有地を活用した多目的広場の整備推進（舟運の歴史文化や親水空間と連携した観光交流機能の強化、一年を通して山車を見学できる山車保存庫の整備等） ○市街地（用途地域）の空き地など低未利用地の計画的な宅地化の促進 ○国の支援制度の活用や、「富士川町土地開発事業の適性化に関する条例」に基づく適正な市街地整備の促進 ■ 地区計画の活用 ○山王地区土地区画整理事業地区および新たな市街地整備予定地区に対する地区計画の導入検討 ■ 定住促進に向けた支援策の充実 ○公有地を活用した住宅地や町営住宅活用による新たな住宅供給の検討 ○空き家バンク制度の活用による定住促進 ■ 国土利用計画の策定と地籍調査事業の推進
⑤ 既存市街地の環境改善と良好な市街地の形成	■ 良好な住宅地の形成 ○木造密集地域の狭あい道路の改善（「建築行為等[*]に係る後退道路用地に関する指導要綱」の活用）、建物の不燃化・建替え促進、建替え困難箇所の改善、公園・広場等のオープンスペースの確保 ○既存住宅地の生活道路や下水道等の生活基盤整備、住環境の改善 ○まちなか居住の促進（医療・福祉機能の充実、建替え・共同化等の生活基盤整備等） ○低未利用地の計画的な整備促進、空き家バンク制度の有効活用 ■ 企業誘致の促進・工業用地の基盤整備の推進 ○企業立地促進事業に基づく優良企業の誘致促進、富士川町産業立地事業費助成制度の活用 ■ 宅地化が進む市街地周辺の基盤整備の推進、計画的な土地利用の誘導 ○優良農地の保全、地域特性を考慮した計画的な宅地化の誘導 ■ 既成市街地内における介在農地の計画的な誘導 ○優良農地の計画的な維持・保全、農業基盤整備の推進、宅地化が進む農地の適切な土地利用の誘導

注）^{*} 建築行為等：建築物や工作物を新築、増築、改築または移転することをいいます。

田園環境共生・農山村エリア

2) 農地や里山を守り、地域特性に応じた良好な集落環境を育む土地利用を進めます。

緩やかな丘陵地や山麓の農地と集落地、森林に包まれた素朴な山里と山間農村集落地など、本町は豊かな自然環境や美しい農の風景と共生する暮らしが見られます。

この穏やかな暮らしを損なうことのないよう、田園環境居住エリアについては、適正な土地利用誘導や居住環境整備を図り、農山村エリアとともに、農地の計画的な保全、集落地の住環境の改善など、地域の特性に応じた良好な集落環境の形成を図ります。

また、リニア中央新幹線整備に伴う土地利用や地域づくりについては、沿線の適正な土地利用誘導策や地域づくりを充分検討し、関係各機関との調整を図っていきます。

基本方針	施策の方針
①農地の保全と活用	■優良農地の保全 ○「富士川町農業振興地域整備計画」に基づく優良農地の計画的な維持・保全 ○基盤未整備な優良農地に対する農業基盤整備の推進 ○農地の集約化、農業の6次産業化の検討 ■遊休農地の有効利用の促進 ○遊休農地の実態を踏まえた計画的な改善策の推進 ○「遊休農地活用事業」に基づく農地の活用に向けた取り組みの推進（景観緑地の苗木補助等） ○「中山間直接支払制度」に基づく農地の保全と維持管理の推進、遊休農地の解消（平林、小室、高下、菰米、鳥屋、柳川等） ○景観緑地・市民農園・観光農園の活用、サポート付体験農園、クラインガルテン住宅等の検討 ○農業に対する継続的な支援（「農地バンク制度」による営農希望者への斡旋、特定法人貸し付け事業等の検討、認定農業者など農業の担い手育成支援等）
②一定のルールに基づく郊外地域の適正な土地利用の誘導	■地域特性に応じた適正な土地利用の誘導 ○無秩序な開発の抑制と周辺環境と調和した適正な土地利用の誘導（市街化が進む（都）青柳横通り線、（都）大柵大久保線周辺等） ■土地利用ガイドライン・土地利用条例等に基づく適正な土地利用の誘導 ○一定のルールに基づく優良農地の保全と宅地化の防止、計画的な宅地化の誘導（既成市街地縁辺部の宅地化圧力の高い転用可能な農地等） ■下水道区域内にある郊外住宅地の下水道等の基盤整備の推進 ■郊外地域の計画的なまちづくりの検討
③魅力ある地域の拠点の形成	■地域生活拠点の形成 ○個性と魅力ある地域生活拠点の形成（古くから地域の生活や行政・文化コミュニティの中心となっている平林、小室、五開の主要施設周辺） ■観光交流拠点の形成 ○観光交流拠点の機能強化・魅力の向上（交流センター塩の華、ゆずの里ふれあいセンター、増穂ふるさと自然塾、平林交流の里みさき耕舎、つくたべかん） ■自然レクリエーション拠点の形成 ○自然や水辺とのふれあいの場、レクリエーション機能の向上（大柳川溪谷周辺、戸川溪谷周辺、櫛形山周辺、源氏山・大峠山周辺） ■緑の拠点の形成 ○水と緑の拠点機能の充実と魅力の向上（大法師公園、殿原スポーツ公園、利根川公園、大柳川やすらぎ水辺公園、不動滝親水公園、大柳川溪流公園）

基本方針	施策の方針
④ 良好な自然と共生する集落環境の維持・改善	■ 既存住宅地や集落地の生活環境の改善・向上 ○ 既存住宅地や中山間地域の集落地の生活環境整備の推進（生活道路や排水施設、公園・広場、コミュニティ施設整備等） ○ 「農村振興総合整備事業」（最勝寺、大久保、菴米、小林）、「中山間地域総合整備事業」（平林、小室、高下、柳川）等の推進 ■ 美しい農山村・里山の維持・保全 ○ 森林の適正な維持管理、「富士川町景観計画」や「（仮称）富士川町景観条例」の活用による里山景観の維持・保全 ○ 里山ツーリズムなど自然とのふれあいの場としての里山の活用
⑤ 中山間地域の過疎対策の推進	■ 過疎対策に向けた住環境整備の促進 ○ 遊休農地の有効活用、一人暮らし高齢者の生活をサポートするまちなか居住の促進等 ○ 町営住宅の有効活用、空き家バンク制度を活用した空き家情報の提供（空き家の実態調査、調査結果の情報化）、移住・田舎暮らしの促進等 ■ 都市と農村の交流促進 ○ グリーンツーリズム、エコツーリズムなど都市住民との交流促進

森林山地エリア

3) 美しい自然や景観を維持・保全し、ふれあいを育む多様な活用を図ります。

本町は、森林が約8割を占め、西側一帯は「県立南アルプス巨摩自然公園区域」に指定されています。また、富士川をはじめ、いく筋もの支流、渓谷等の潤いある水辺環境など、豊かな自然は永きに渡り受け継がれてきた本町の貴重な財産です。これらを大切に守り・維持するとともに、レクリエーションや自然とのふれあいの場として積極的な活用を図ります。

基本方針	施策の方針
① 自然公園等の保全	■ 県立南アルプス巨摩自然公園区域等の保全とレクリエーション活用の推進 ○ 楡形山、丸山、御殿山周辺の自然公園区域の環境保全、区域の指定継続 ○ 自然環境保全地域の保全とレクリエーション活用（戸川渓谷景観保存地区、利根川自然造成地区）
② 潤いある河川や渓谷などの水辺の保全と活用	■ 河川・渓谷の水辺環境の保全 ○ 水質保全管理体制の強化、生態系の保全等 ■ 河川改修と連携した河川緑地・親水空間の整備 ○ 富士川舟運等の本町の個性を活かした親水スポットの整備 ■ 親水公園等のレクリエーション活用の充実
③ 豊かな森林資源の保全と活用	■ 「（仮称）富士川町森林整備計画」の策定による森林の保全と適正な維持管理の推進 ○ 風土に適した樹種の育成、植林地の適正な維持管理など ■ 森林資源の有効活用 ○ レクリエーション活用の推進（森林セラピー、エコツーリズム等） ○ トレイルラン・トレッキングコース、登山道の充実等

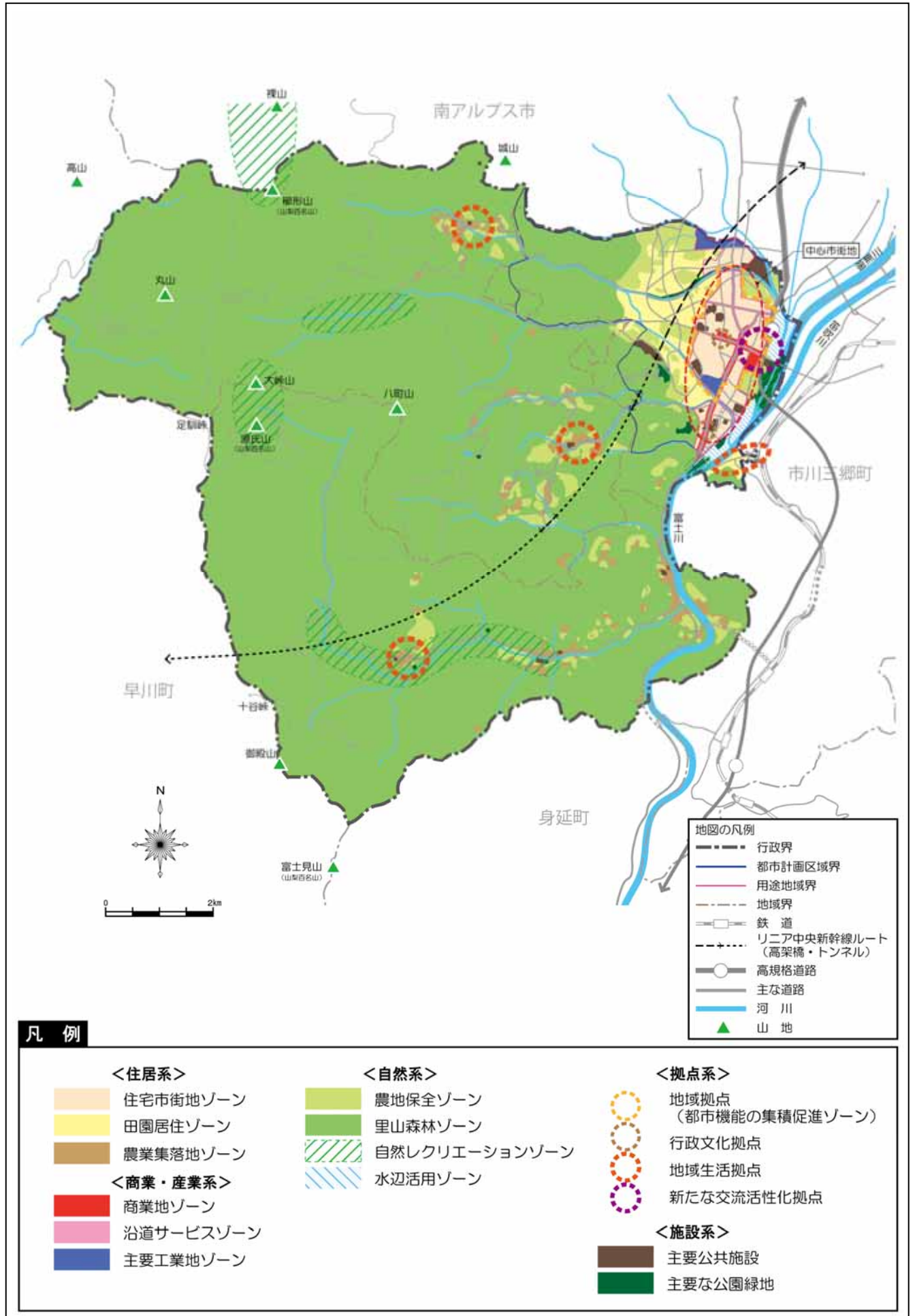
(3) 土地利用の配置方針

本町の土地利用は、次のような区分で、地域特性に応じたコンパクトでバランスある配置を図ります。

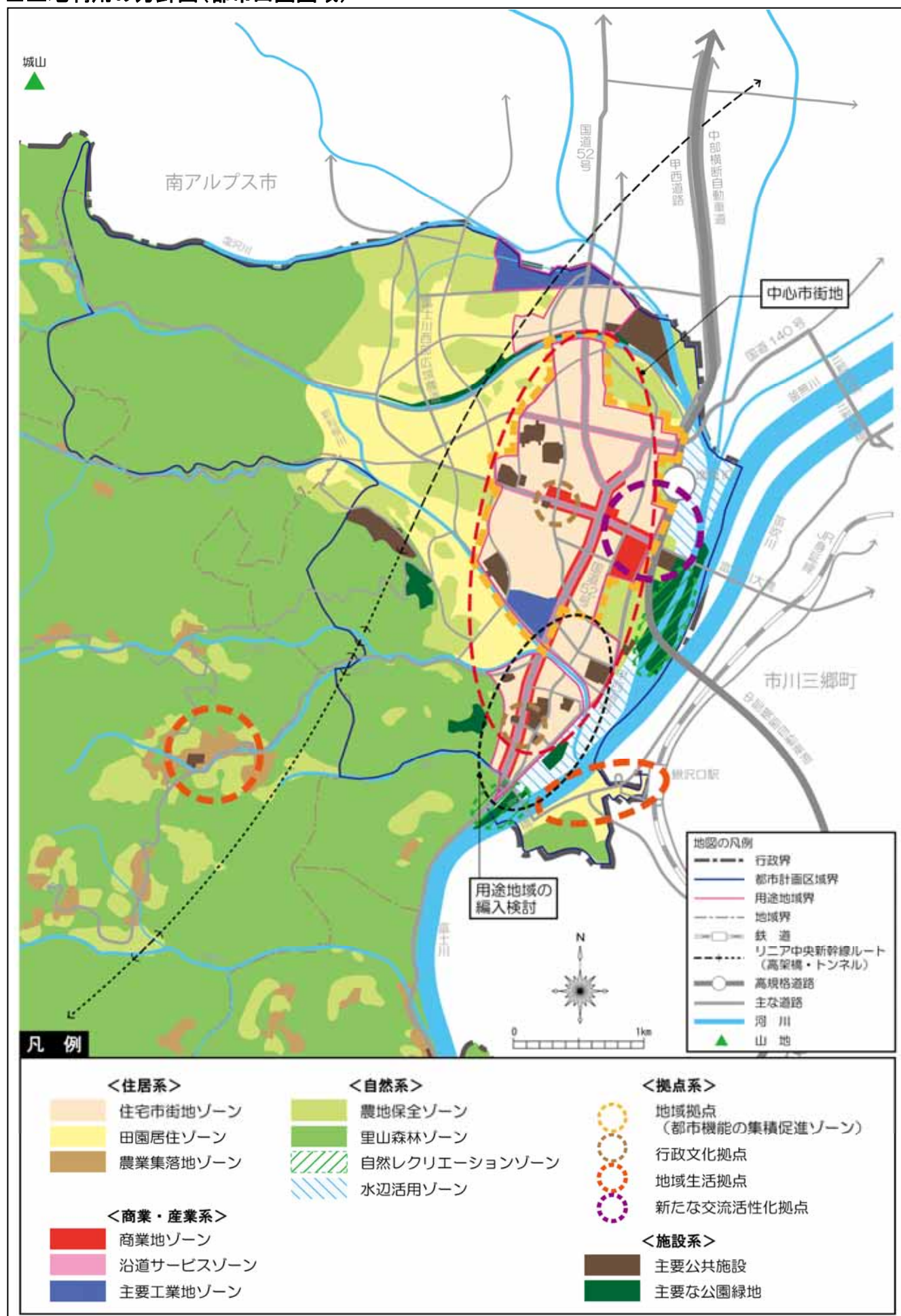
■土地利用の配置方針

区 分		土地利用の考え方	対象地域
住居系	住宅市街地ゾーン	用途地域と、鵜沢の既成市街地で、住宅地の基盤整備、住環境改善などにより、豊かな自然環境と共生する、地域の特性に応じた良好な住宅市街地の形成を図ります。	・用途地域と鵜沢の既成市街地 ・市街地整備地区
	田園居住ゾーン	市街地周辺の無秩序な宅地化の抑制と、自然環境や農地の保全と併せた住環境の改善整備により、農地と住宅地が共存する良好な住宅地・集落地の形成を図ります。	・用途地域周辺や鵜沢の既成市街地周辺の住宅地、集落地
	農業集落地ゾーン	富士川沿いや中山間地域の農村集落地で、農地の保全と併せた集落環境の改善整備、農村景観の維持向上により、豊かな自然環境と調和した、地域の特性に応じた良好な集落地の形成を図ります。	・富士川沿い、山麓から中山間地域に点在する集落地
商業・産業系	商業地ゾーン	本町の中心商業地で、増穂 IC 周辺の交通拠点機能の強化、観光・交流・文化の新たな都市機能の誘導、また、既存商店街と共生する計画的な市街地整備や歴史文化を象徴するまちなみ景観の誘導を図り、本町の顔にふさわしい活力と賑わいある商業地を形成します。 また、大型店舗の立地に際しては、既存商店街との共生、周辺環境に配慮した一定のルールに基づく計画的な土地利用とまちなみ誘導を図ります。	・増穂 IC 周辺、国道 52 号・(都)青柳横通り線沿道の既存商業業務集積地、道の駅に近接した(都)青柳長沢線沿道の商業地
	沿道サービスゾーン	国道 52 号など主要幹線道路の沿道で、住宅をはじめ、身近な店舗・サービス施設、観光交流施設等の立地促進と計画的なまちなみ誘導により、地域の特性に応じた、生活利便性の高い複合的な土地利用の形成を図ります。	・国道 52 号、(都)青柳横通り線、大柵大久保線、(主)富士川南アルプス線等の主要幹線道路の沿道
	主要工業地ゾーン	工業団地を中心とした工業集積地で、地域産業の育成に向けた企業誘致の促進とこれらを支える環境づくりを進め、産業拠点としての機能強化を図ります。	・小林工業団地、戸川周辺の既存工業地
自然系	農地保全ゾーン	農業振興地域整備計画との整合を図りながら、優良農地の保全と農業基盤整備を推進するとともに、耕作放棄地や遊休農地の有効活用を図ります。	・一団の農用地区域
	里山森林ゾーン	本町の西側一帯を占める里山森林ゾーンで、良好な自然環境と景観の維持・保全とともに、森林資源の自然とのふれあいの場としての活用など、積極的なレクリエーション活用を図ります。	・県立南アルプス巨摩自然公園区域、県有林、保安林、地域計画対象民有林等
	自然レクリエーションゾーン	町民の交流・憩いの場、レクリエーション利用の場として、自然環境や景観に配慮しながら、レクリエーション機能の充実と魅力の向上を図ります。	・富士川の親水空間、櫛形山、源氏山・大峠山、戸川溪谷、大柳川溪谷周辺
	水辺活用ゾーン	富士川の堤外地となる河川敷および増穂 IC 周辺については、治水安全性の確保など防災性の向上を図るとともに、親水空間の整備など良好な水辺活用ゾーンの形成を図ります。	・富士川の堤外地となる河川敷および増穂 IC 周辺
拠点系	地域拠点(都市機能の集積促進ゾーン)	山梨県都市計画区域マスタープランにおいて、都市機能を集約化したコンパクトな都市の形成を図る、広域圏域の一翼を担う地域拠点として位置づけられています。今後、用途地域の変更に伴い見直しも考えられます。	・主として現行用途地域
	行政文化拠点ゾーン	主要な行政・文化機能が集積するところで、機能の充実とともに、本町の顔となる魅力的な行政文化ゾーンの形成を図ります。	・町役場・町民会館周辺、シビックコア周辺
	地域生活拠点	地域の生活の中心となっていて、文化コミュニティ施設や生活サービス機能の充実と魅力の向上を図り、利便性の高い地域生活拠点の形成を図ります。	・平林、小室、五開の主要施設周辺、鵜沢口駅および山王土地区画整理事業地区周辺
	新たな交流活性化拠点	広域交通の玄関口と交通結節性を活かし、産業、観光、防災など複合的な機能を有し、周辺環境と調和した適正な土地利用の誘導による、まちの活力向上と活性化を担う新たな交流活性化拠点の形成を図ります。	・増穂 IC 周辺および道の駅富士川周辺
施設系	主要公共施設	行政文化交流施設や学校等の主要な公共施設	
	主要な公園緑地	大法師公園、殿原スポーツ公園、利根川公園、水辺プラザ、富士川ふれあいスポーツ広場、大柳川やすらぎ水辺公園、不動滝親水公園、大柳川溪流公園等	

■土地利用の方針図(富士川町全体)



■土地利用の方針図(都市田園圏域)



参考 土地利用方針に関わる主な住民意向

■富士川町まちづくり住民会議

※「地域まちづくり住民プラン」から抜粋

- ・まちの拡大を抑制する計画的な土地利用（土地利用の再編、宅地と優良農地の混在の解消）
- ・増穂 IC 周辺開発の推進（東部地域開発、道の駅）
- ・旧鰐沢病院跡地の有効利用（住民活用施設等）
- ・密集市街地の改善
- ・商店街の活性化
- ・幹線道路沿道の優良農地の保全
- ・遊休農地の有効活用（農地の集約化、法人化、遊休農地管理団体の創設、耕地整理による農地の整形化、農地の共有化、貸与）
- ・農業が成り立つ仕組みづくり（新たな農住の仕組み、移住希望者・新規就農者の確保、遊休農地の活用（サポート付体験農園など））
- ・空き家、空き店舗の活用（移住の受け皿づくり、交流施設整備等）
- ・空き家対策（空き家のデータベース化、所有者との協議、移住者の田舎暮らしの促進等）
- ・空き家バンク制度の運用（都市間連携、NA 穂積の活用等）
- ・中山間地域の特徴を活かした住宅地整備、協働による移住・定住の仕組みづくり（自然環境等の特性を活用した宅地整備、民間と連携した小規模な住宅地整備、空き家を活用した新たな住まいと仕組みづくり、補助事業や「中山間地等直接支払制度」等の活用等）
- ・里山の保全
- ・限界集落対策 など

■都市計画マスタープラン住民アンケート調査

※「今後のまちづくり施策の方向性」から上位抜粋

- ・住宅地や集落地の住環境の向上、空き家・空き地対策などの住環境の改善
- ・遊休農地などの有効活用
- ・中部横断自動車道増穂 IC 周辺の計画的な土地利用の推進 など

■第1次富士川町総合計画フォローアップ

※「地区実行計画」等から全体構想に関わる提案を抜粋

■町民対話集会 ー地域の課題・解決策ー

- ・空き家・空き店舗の利活用推進

■地区実行計画

- ・住民意向を反映した東部地域開発整備の推進
- ・企業誘致
- ・若者定住に向けた集合住宅整備
- ・遊休農地の有効活用
- ・空き店舗の有効活用（コミュニティの場づくり、イベント開催等）
- ・空き家を活用した移住・定住の促進
- ・空き家バンク制度の創設、空き家の実態調査 など

2. 人や地域を結ぶ道路・交通まちづくり方針

道路・交通

(1) 基本方針

▶**幹線道路網の強化や公共交通の利便性の向上、身近な生活道路整備など、都市と地域を結び、多くの人が行き交う安全で快適な交通環境づくりを進めます。**

道路や鉄道は、周辺都市や地域間を連絡し、私たちの暮らしや産業・活性化・交流・防災などにおいて、重要な役割を果たしている都市施設です。

富士川町は、中部横断自動車道増穂 IC や甲西道路が整備され、国道 52 号が通るなど、広域的なアクセスに恵まれています。

まちづくり住民会議では、道路整備は、活性化、防災、住環境、福祉などあらゆる分野の骨組みを成すものであり、地域づくりでも重視すべきものとして提案されました。

今後も、景観や環境に配慮しつつ、主要幹線道路網の強化や公共交通の利便性の向上、暮らしの道づくりを進め、都市と地域結び、多くの人が行き交う、活力と安心・快適な暮らしを支える道づくりを推進します。



・国道 52 号（鵜沢市街地）

■道路・交通まちづくり方針の体系

1) 地域間や周辺都市を結ぶ、主要な幹線道路網の強化を図ります。

- ①広域幹線道路の整備促進と機能強化
- ②市街地周辺の主要な幹線道路網の整備・機能強化
- ③都市計画道路網の再編、整備の推進
- ④中山間地域の幹線道路の機能強化と魅力づくり
- ⑤幹線道路網整備計画の検討

2) 主要な交通拠点の機能強化とバスなどの公共交通の利便性を高めます。

- ①主要な交通拠点の機能強化と魅力づくり
- ②公共交通の利便性の向上
- ③リニア中央新幹線計画に伴う道路網の見直し検討

3) 安全で快適な暮らしの道づくりと交通環境の向上を図ります。

- ①主要な生活道路の改善・整備
- ②景観や環境に配慮した安心・快適な道づくり
- ③交通安全対策の充実
- ④道路の美化と維持管理の促進

(2) 人や地域を結ぶ道路・交通まちづくり方針

1) 地域間や周辺都市を結ぶ、主要な幹線道路網の強化を図ります。

本町の活性化に寄与する広域的な交通アクセスの強化、周辺都市や地域間の連携強化と交流の促進、観光活性化や防災、福祉等にも大きく関連する交通利便性の一層の向上を図るため、本町の骨格を形成する幹線道路網の適切な配置と機能強化を図り、体系的な幹線道路ネットワークの確立を図ります。

特に、市街地や中山間地域を結ぶ道路や東西方向の幹線道路網の機能強化により、市街地と地域間の連携を高め、一体感のある都市づくりを目指します。また、町内道路網や道路整備の構築にあたっては、市街地や集落の暮らし、地域コミュニティの分断や良好な環境を損なうことのないよう十分に配慮します。

基本方針	施策の方針
① 広域幹線道路の整備促進と機能強化	■ 中部横断自動車道の整備促進 ○ 本町の交通網、観光・交流、産業等に寄与する中部横断自動車道の全線開通に向けた整備促進 ○ 中部横断自動車道下りパーキングエリアの整備促進 ■ 広域的な交通アクセス道路の機能強化 ○ リニア中央新幹線計画に伴う中間駅への体系的なアクセス道路の確立
② 市街地周辺の主要な幹線道路網の整備・機能強化	■ 増穂 IC 周辺の幹線道路網の整備と機能強化の推進 ○ 広域交通の結節点となる増穂 IC 周辺の交通拠点機能の向上、交通体系の整序、アクセス向上のための市街地幹線道路網の整備と機能強化（（都）大柗大久保線、（都）青柳長沢線、（都）青柳横通り線等） ■ 国道 52 号（市街地部）の生活道路化の検討 ○ 甲西道路の整備に伴う、国道 52 号（市街地部）の生活道路化の促進と魅力の向上（通過交通の抑制、歩道整備、歩行者に配慮した安全・快適な道づくり、沿道まちなみ景観の誘導等） ■ 市街地を環状的にネットワークする道路の機能強化 ○ 市街地の主要な拠点、増穂 IC 周辺など本町の主要な都市機能が集積する地区の連携強化と円滑な交通の確保 ○ 山麓地域の東西方向の連携を図り、長期的には市街地の環状的な機能を有する交通ネットワークの強化（（都）大柗大久保線、（都）青柳長沢線、（都）甲西増穂線、富士川西部広域農道（ウエスタンライン）、町道戸川添 1 号線、町道利根川添 1 号線等） ■ 地域間や周辺市町間をネットワークする主要幹線道路網の強化 ○ 町内三筋の道路拡幅・改良などの機能強化（地域間を結ぶ、県道平林青柳線、県道高下鰺沢線、県道十谷鬼島線等） ○ 周辺都市と連絡する道路の道路拡幅・改良などの機能強化（周辺都市を結ぶ、国道 52 号、（都）青柳長沢線、（都）青柳横通り線、（都）大柗大久保線、富士川西部広域農道等） ■ その他新規道路の整備検討 ○ 地域連携や観光・交流に資する富士川西部広域農道の延伸道路の検討（町道戸川添 1 号線の機能強化と整備推進） ○ 山王土地区画整理事業に伴う区画道路、鰺沢口駅周辺のアクセス道路の整備検討 ○ 鹿島と落居（市川三郷町）を結ぶ構想道路（鹿島トンネル）の整備促進 ■ その他主要生活道路の改善・整備 ○ 鰺沢市街地の用途地域指定やシビックコア地区整備に伴う道路の改良整備（町道大法師線、町道白子 1 号線の整備、町道新道線） ○ 幹線道路の交通対策を補完する町道における、必要に応じた道路の拡幅・改良などの機能強化の推進（町道最勝寺小林 1 号線、町道最勝寺小林 2 号線、町道戸川添 1 号線、町道巻米長沢線、町道利根川添 1 号線、町道巻米秋山線、町道青柳 1 号線、町道青柳 11 号線等） ■ 橋梁の補修・補強・架け替え ○ 橋梁長寿命化計画に基づく橋梁の適切な補修・補強・架け替えの推進

基本方針	施策の方針
③都市計画道路網の再編、整備の推進	■都市計画道路の整備推進 ○未整備路線・区間の整備推進（（都）大柵大久保線、（都）青柳長沢線） ■都市計画道路網の見直し ○「（仮称）富士川町幹線道路網整備計画」に基づき、（都）昌福寺横通り線の幅員縮小など一部路線について、必要に応じた都市計画道路の見直し検討 ○鰍沢市街地の用途地域指定に伴う道路網の再検討と併せ、必要に応じた既定計画の見直しと整備の推進
④中山間地域の幹線道路の機能強化と魅力づくり	■町内三筋の幹線道路の機能強化と魅力づくり ○中山間地域を連絡し、観光道路としての性格も有する道路における、道路拡幅・改良などの機能強化と魅力づくり（県道平林青柳線、県道高下鰍沢線、県道十谷鬼島線） ■地域間を南北にネットワークする林道の機能強化と魅力づくり ○地域の活性化や災害時の迂回路など、地域間の南北の連携強化を図るため、既存林道の拡幅・改良と、観光・交流に資する魅力の向上 ■中部横断自動車道（仮称）六郷 IC へのアクセスの強化 ○（仮称）六郷 IC への広域アクセスの向上や隣接する中部・五開地域の活性化を図るため、市川三郷町の道路網整備と連携した（仮称）鹿島トンネルの整備促進
⑤幹線道路網整備計画の検討	○本計画で示した幹線道路網の整備方針を踏まえ、今後の道路整備の指針となる「（仮称）富士川町幹線道路網整備計画」の策定検討

■幹線道路網の区分と機能

区 分	道路の役割・機能	対象路線
高規格道路	自動車専用道路等、都市間を連絡する規格の高い広域的な幹線道路	○中部横断自動車道
広域幹線道路	都市間を連絡する広域的な幹線道路	○甲西道路、国道 140 号、国道 52 号（甲西道路分岐以南）
市街地周辺	主要幹線道路	○国道 52 号（市街地部）
	幹線道路	○（都）青柳長沢線、（都）甲西増穂線、（都）大柵大久保線、（都）青柳横通り線、（都）金手小林線、（都）昌福寺横通り線、（都）北新町 1 号線、（都）中田 1 号線 ○（主）市川三郷富士川線、黒沢バイパス
	その他主要生活道路	○町道最勝寺小林 1 号線、町道最勝寺小林 2 号線、町道戸川添 1 号線、町道天神中条長沢 1 号線、町道利根川添 1 号線、町道巻米長沢線、町道巻米秋山線、町道巻米小林 1 号線、町道青柳 1 号線、町道青柳 11 号線 ○町道新田通学路線、町道新道線、町道大法師線、町道白子 1 号線、その他の主要な 1 級町道など
中山間地域	地域幹線道路	○県道平林青柳線、県道高下鰍沢線、県道十谷鬼島線 ○富士川西部広域農道（ウエスタンライン）の延伸を受け止める構想路線（町道戸川添 1 号線）
	その他の主要道路	○主要な町道 ○中山間地域連携軸 ○主要な林道、農道 など

2) 主要な交通拠点の機能強化とバスなどの公共交通の利便性を高めます。

広域交通の結節点となる増穂 IC、鉄道玄関口となる JR 身延線鰺沢口駅、交通・活性化の拠点となる道の駅富士川の交通結節機能の強化や、町民の身近な足となるバス交通の充実を強化し、住む人、訪れる人に快適で利便性の高い交通環境の形成を図ります。

基本方針	施策の方針
①主要な交通拠点の機能強化と魅力づくり	■増穂 IC 周辺の交通結節機能の強化 ○中部横断自動車道下りパーキングエリア整備、アクセス道路の整備、その他交通基盤整備等 ■鰺沢口駅の交通拠点機能の強化 ○駅前広場、駐車場、案内システム等の機能充実と魅力づくり ○駅周辺アクセス道路の整備推進 ○新たな交通システムの導入検討（パークアンドライド、レンタサイクル整備、サイクルトレインの促進等） ■「道の駅富士川」の整備と機能の充実 ○新しい交通・地域振興の拠点となる「道の駅富士川」の整備と機能の充実
②公共交通の利便性の向上	■鉄道の利便性の向上と運行強化 ○鉄道利便性の向上、運行本数の増加要請等の運行強化 ■バス路線網の充実 ○町内循環バスの運行コースやダイヤ編成の強化（路線バス、町営バス、コミュニティバスの連携強化） ○乗合タクシーの検討、ボランティアや自治会、社会福祉協議会等の連携による過疎地有償運送の検討など、新たな公共交通システムの検討 ■デマンド交通システムの充実 ○路線バスとの接続充実など地域間公共交通の利便性を高めるデマンド交通システムの強化、バス不便エリアや中山間地域等の運行体系の充実
③リニア中央新幹線計画に伴う道路網の見直し検討	■新たな幹線道路の整備検討 ○リニア中央新幹線計画に伴い、高架橋の側道活用など新たな幹線道路の整備検討 ○リニア中央新幹線中間駅へのアクセス道路の整備検討



・ 鰺沢口駅



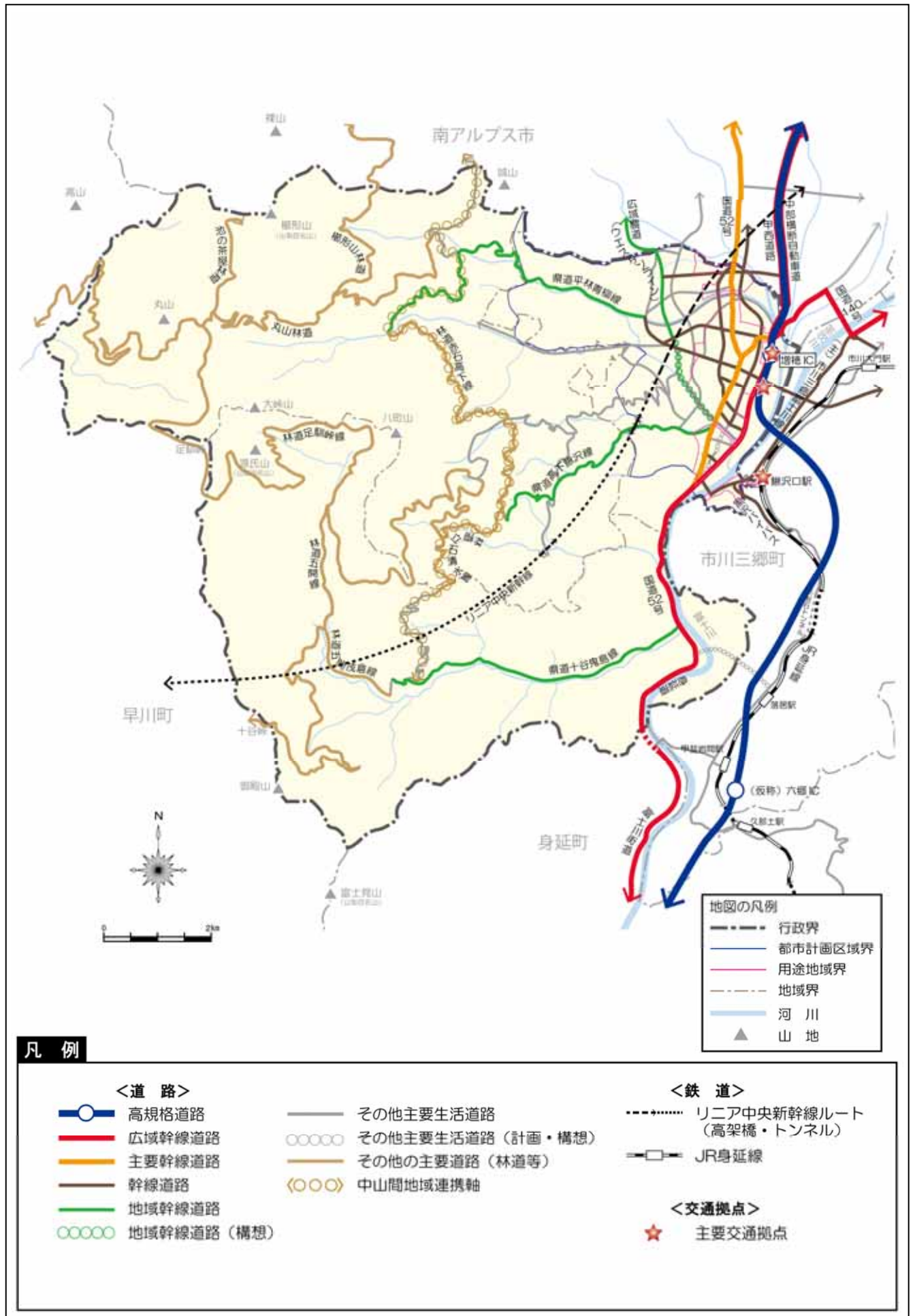
・ 富士川町コミュニティバス

3) 安全で快適な暮らしの道づくりと交通環境の向上を図ります。

身近な生活道路や交通安全対策については、緊急性の高いところから順次、段階的に改善整備を進めるとともに、豊かな環境や趣あるまちなみを楽しみながら歩くみちづくりなど、誰もが安心・快適に利用できる暮らしの道づくりと交通環境の向上を図ります。

基本方針	施策の方針
①主要な生活道路の改善・整備	■市街地周辺や集落地内の主要な生活道路の改善・整備 ○見通しの悪い交差点、狭あい道路や行き止まり道路など、交通安全、防災上問題のある道路の段階的な改善・整備 ○「富士川町における建築行為等に係る後退道路用地に関する指導要綱」に基づく密集住宅地における狭あい道路等の改善 ■中山間地域の災害時における迂回路の検討 ○災害時等における県道の代替機能の向上を図るため、集落内生活道路や林道の機能強化と迂回路の確保 ○「過疎地域道路改良事業」の活用など
②景観や環境に配慮した安心・快適な道づくり	■安全・快適な歩行者・自転車ルートの確保 ○交通量が多く歩道が未整備な幹線道路、通勤・通学ルートとなる道路の歩道の整備や路側帯の確保 ○安全・快適な歩行者に配慮した道づくり（交通バリアフリー法に基づく歩道整備、段差解消など道路のバリアフリー、ユニバーサルデザインの導入、電線類地中化の促進、人にやさしいみちづくりの推進） ○自転車を活用したエコ交通システムづくり ■歩いて楽しいみちづくりの推進 ○中心市街地における歩いて楽しい歩行者空間の整備（国道52号（市街地部）の生活道路化、商店街などまちの賑わい交流軸における歩道整備、通過交通の進入を抑制した歩行者に配慮した安全・快適な道づくり等） ○眺望に優れた富士川西部広域農道、緑の風景回廊を担う利根川添1号線等の景観整備と身近な観光ルートとしての魅力の向上 ○トレイルラン・トレッキングコースや既存林道のレクリエーション活用に向けた整備充実と魅力の向上 ○系統的な遊歩道・自転車道等の整備（河川沿いや溪谷の周遊散策ルート、（仮称）ふるさと散歩道、歴史・文化の散歩道、富士川サイクリングロード等）
③交通安全対策の充実	○交通量が多い主要道路の交通安全対策の強化（甲西道路、国道52号等） ○危険性の高い交差点の改善（交差点の改良、信号機・ミラー設置等） ○通学路等の交通安全対策の充実（スクールゾーンの設置、車の走行速度抑制、横断歩道・ガードレールの設置等） ○街路灯・防犯灯の充実 ○地域の実情に即した交通規制の見直し検討（一方通行、大型車の規制等） ○交通安全活動の推進（交通安全意識の啓発と普及、周知徹底等）
④道路の美化と維持管理の促進	○地域特性や周辺環境に即した道路緑化の促進 ○地域との協働による道路清掃、花植え、街路樹等の維持管理の促進

■道路・交通まちづくり方針図(富士川町全体)





参考 道路・交通まちづくり方針に関わる主な住民意向

■富士川町まちづくり住民会議

※「地域まちづくり住民プラン」から抜粋

- ・甲西道路整備に伴う国道 52 号生活道路化（生活道路化、歩いて楽しむ歩行者空間、買い物しやすい環境づくり・買い物弱者への利便性の提供）
- ・内環状道路（機能）の整備（桜回廊との連携）
- ・外環状道路（機能）の整備（中山間地域の観光・交流活性化に寄与する高原ルート整備（青柳～平林～高下～十谷）、既存林道の活用、災害時の迂回路）
- ・地域間を結ぶ道づくり、林道整備による中山間地のネットワークが重要（暮らし、観光、防災、福祉の視点、丸山林道の拡幅と整備促進、県道平林青柳線の拡幅整備）
- ・東西アクセス道路の強化（災害時の集落の迂回路、平常時は観光ルート、既存林道活用の県道の代替道路）
- ・鹿島トンネルの貫通と（仮称）六郷 IC までのアクセス道路の整備
- ・鰍沢口駅へのアクセス強化
- ・JR 身延線新駅の検討（市川大門駅と鰍沢口駅の間駅）
- ・「観光の足」の確保（大型バスの通行、マイカー観光の利便性、駐車場整備等）
- ・バスが運行できる道路整備、需用に即したバスシステムの工夫、デマンドバスの利便性の向上
- ・身延線へのサイクルトレイン導入
- ・リニア中央新幹線整備への対応（長期的プログラム、アクセス道路、環境対策） など

■都市計画マスタープラン住民アンケート調査

※「今後のまちづくり施策の方向性」から上位抜粋

- ・コミュニティバスやデマンド交通などの公共交通機関の充実と JR 身延線へのアクセス強化
- ・町の玄関口、窓口となる「道の駅」の整備促進
- ・身近な生活道路の改善整備や狭い道路の拡幅整備

■第1次富士川町総合計画フォローアップ

※「地区実行計画」等から全体構想に関わる提案を抜粋

■地区実行計画

- ・道路整備の推進（大柵～大久保線、青柳～長澤線）、道路拡幅整備（新田南側）
- ・安心な道路整備
- ・災害時に向けた道路の確保 など



・ 県道高下鰍沢線



・ 甲西道路（国道 52 号）

3. 交流と活力を創造するまちづくり方針

観光交流・活性化・定住促進

(1) 基本方針

▶恵まれた豊かな環境や地域資源を活かした観光振興、中心市街地の再生、地域産業の活性化など、賑わいと交流、活力を創造するまちづくりを進めます。

富士川町は、駿河・甲斐・信濃を結ぶ富士川舟運の要衝として、往時の賑わいをしのばせるまちなみが残されています。また、現代においても流通の拠点として、広域交通の要衝にあります。

現在、中部横断自動車道増穂IC周辺整備やリニア中央新幹線計画が進み、これらを契機として、往年のように様々な人や物が行き交う交流拠点としての地域の発展が期待されています。

今後も、本町の恵まれた豊かな環境や地域資源を活かし、観光や産業振興等により、まちが元気になる、賑わいと交流、活力を創造するまちづくりを推進します。



・ 甲州富士川まつり

■ 交流と活力を創造するまちづくり方針の体系

1) 富士川町らしい中心市街地の再生と、魅力と活気あるまちづくりを進めます。

① 富士川町らしい中心市街地の再生と活性化の推進

② 特色ある歴史文化を活用した観光市街地の魅力づくり

2) 特色ある自然や歴史文化、地域資源を活かした観光交流のまちづくりを進めます。

① 多彩な拠点の機能強化と魅力づくり

② 活性化や交流を担うルート・基盤の充実

③ 観光交流活性化に向けた豊かな地域資源の活用

④ 地域ぐるみの活性化への取り組みの促進

3) 豊かな環境を活かし、雇用や定住を支える地域産業の活性化を進めます。

① 既存産業の育成・強化、観光と結びつく産業の育成

② 農業の振興・活性化の推進

③ 農山村地域の交流促進

④ 産業基盤の整備と企業誘致の促進

4) 地域に住み続けられる、魅力ある定住環境と仕組みづくりを進めます。

① 定住促進の受け皿となる計画的な住宅地整備の促進

② 定住促進策の推進

(2) 交流と活力を創造するまちづくり方針

1) 富士川町らしい中心市街地の再生と、魅力と活気あるまちづくりを進めます。

青柳・鰯沢の国道52号周辺の中心市街地は、中心商店街の活性化や本町の顔となる活力と賑わいあるまちづくりを進めます。特に、往来の拠点として栄えてきた歴史性や舟運の面影といった富士川らしさを大切に、人と自然と歴史文化が調和した、個性と魅力ある中心市街地のまちづくりを推進します。

基本方針	施策の方針
①富士川町らしい中心市街地の再生と活性化の推進	■中心市街地の再生と活性化の推進 ○「(仮称)富士川町中心市街地活性化基本計画」の策定検討 ○富士川町タウンマネジメント機関の育成 ○都市再生整備計画事業の推進(道の駅整備、土地区画整理事業の推進、シビックコア地区の整備、町営住宅の有効活用、多目的広場・ポケットパークの整備等) ○東部地域開発と連携した回遊性の高い観光・交流ゾーンの形成 ○国道52号の生活道路化の促進(歩道整備、歩行者に配慮した道づくり、電線類地中化、統一感ある街路灯・ストリートファニチャー等の整備) ○大規模店舗等の新たな商業ゾーンの形成(既存商店街と共存し地域活性化に寄与する新たな商業ゾーンの計画的な立地誘導) ○まちの賑わい交流軸と中心市街地の交通基盤の充実(リニア中央新幹線中間駅へのアクセス向上、国道52号沿道の中心商店街や国道140号、(都)青柳横通り線、(都)大槻大久保線の機能強化と観光・交流機能の充実(まちかど広場整備、サイン整備等)) ○低未利用地の計画的な整備促進(交流スポット整備、駐車場整備等) ○地区計画、建築協定、まちづくり協定等による秩序ある市街地の形成 ○デマンド交通を活用した中心市街地へのアクセス強化 ■魅力ある中心商店街の形成 ○住民組織、NPO、関連団体・機関と連携した商店街づくりの推進 ○暮らしに身近な商店街整備の促進(交流促進・回遊性を高める工夫) ○活性化に寄与し既存商店街と共存する新規商業施設の誘致促進(商店街活力再生支援事業、商店街一店逸品創出支援事業の活用等) ○空き店舗・空き家の有効活用(町民活動の拠点づくり、コミュニティビジネスの育成、アンテナショップ、チャレンジショップ等の展開)、空き店舗活用に対する既存助成制度の充実 ○テーマ特化型の商店街づくり(エコ、地産地消、コミュニティ商店街等) ○回遊性の高い歩行者空間の整備(歩行者・自転車ルートの整備、まちかど広場の整備、レンタサイクルの活用、サイン整備、駐車場整備等による観光や買い物弱者等への対応、商店街マップづくり等)
②特色ある歴史文化を活用した観光市街地の魅力づくり	■中心市街地の先導的な景観まちづくりの推進 ○富士川舟運を象徴するまちなみ景観の形成(歴史的建造物や土蔵、商家等を活用した舟運と旧街道のまちなみの再生、水辺空間や自然環境との調和、看板類の適正化など統一感あるまちなみ景観の誘導等) ○歴史文化資産の景観まちづくりへの活用(民俗資料館(菰米学校)の観光活用、観光交流機能を有する多目的広場の整備、山車保存庫の整備、河岸跡・船着き場の再生、鰯沢山車巡行・祝祭空間のまちなみ誘導等) ■協働による観光市街地の魅力づくり ○富士川舟下りへの支援検討(水辺プラザからの運行、舟下り運営会社との連携等) ○「朝市よりみちマーケット」の充実、道の駅との連携、観光PRの推進 ○地元活性化組織の活用と育成(「まちなかウォーキングの会」等との連携、ボランティアガイドの育成、活性化に向けた活動組織への支援充実等)

2) 特色ある自然や歴史文化、地域資源を活かした観光交流のまちづくりを進めます。

県立南アルプス巨摩自然公園の豊かな自然や優れた眺望、舟運の歴史文化、温泉、観光スポットなどのまちの魅力を最大限に活かすとともに、より多くの人に富士川町を知ってもらい取り組みを進め、町全体のおもてなしの心づかいを感じることのできる、協働による観光振興・活性化を推進します。

基本方針	施策の方針
① 多彩な拠点の機能強化と魅力づくり	■ 多彩な拠点の機能強化と魅力づくり ○観光交流拠点の機能充実と魅力の向上（道の駅富士川、あおやぎ宿活性館・追分館、交流センター塩の華、平林交流の里みさき耕舎、増穂ふるさと自然塾、ゆずの里ふれあいセンター、つくたべかん） ○豊かな自然を活用した観光交流機能を担う自然レクリエーション拠点の観光基盤整備の充実と魅力の向上（大柳川渓谷周辺、戸川渓谷周辺、水辺プラザ、櫛形山周辺、源氏山・大峠山周辺） ○緑の拠点の観光レクリエーション活用の推進（大法師公園、殿原スポーツ公園、利根川公園、富士川ふれあいスポーツ広場、大柳川やすらぎ水辺公園、不動滝親水公園、大柳川渓流公園） ○文化拠点の観光機能の充実と魅力の向上（文化ホール、民俗資料館周辺） ○地域生活拠点の身近な交流拠点としての魅力の向上（平林、小室、十谷の主要施設周辺、鰍沢口駅・山王土地区画整理事業地区周辺） ■ 新たな活性化拠点の整備推進 ○増穂IC周辺の新たな交流活性化拠点の整備促進（道の駅富士川、河川防災ステーション整備、土地区画整理事業等の基盤整備） ○（仮称）まちの駅・シビック広場のまちなか交流空間の創出（国の合同庁舎、町民サービス施設の集約と広場の一体的整備） ○舟運の歴史文化、親水空間と連携した水辺プラザの観光交流機能の強化 ■ 主要な観光交流施設の機能充実と魅力の向上 ○まほらの湯、甲州鰍沢温泉かじかの湯など
② 活性化や交流を担うルート・基盤の充実	■ 活性化・交流機能を担うルートの設定 ○既存商店街を中心としたまちの賑わい交流軸の機能充実 ○リニア中央新幹線中間駅へのアクセス向上、周辺都市と連携した広域観光ルートとなる広域連携軸、都市交流軸の都市間相互アクセスの向上 ○町内三筋（平林筋・穂積筋・五開筋）と中心市街地や各拠点を結ぶ観光周遊ルートの機能強化（観光レクリエーション軸、中山間地域連携軸） ○桜回廊事業の推進、緑の風景回廊の創出と魅力づくり（桜回廊（大法師公園～殿原スポーツ公園～森林総合研究所～菰米の棚田～利根川公園）、水辺回廊（利根川公園～利根川沿い～富士川沿い～大法師公園）） ○河岸跡や船着き場、禹之瀬、古道等を活用した歴史文化のルートづくり ○地域の身近な散策ルートの設定（（仮称）ふるさとの散歩道、里山散歩道、フットパスなど） ○トレイルラン・トレッキングコースの整備・充実、富士川サイクリングロード、登山道、遊歩道等の自然環境を活用した水と緑のルート設定 ■ 主要な観光道路の整備と魅力の向上 ○観光機能を担う国道52号、県道平林青柳線、県道高下鰍沢線、県道十谷鬼島線等の幹線道路の機能強化と魅力の向上 ■ 観光の足となるバス運行サービスの充実 ○町営バス・コミュニティバスの充実、道路改修によるバス運行サービスの充実 ■ その他観光基盤の整備充実 ○JR身延線鰍沢口駅の機能強化と魅力の向上、アクセスルートの整備 ○案内板・誘導サイン、駐車場、トイレ、休憩スポット、観光案内所等 ○町民の暮らしや環境に配慮した観光ルートの整備（集落内生活道路や里道における通過交通、車両の一部進入の抑制、快適な歩行空間の確保等）

基本方針	施策の方針
③観光交流活性化に向けた豊かな地域資源の活用	■豊かな森林・自然資源の有効活用 ○エコツーリズム、森林セラピーの推進、環境学習の推進など ■水辺の活用 ○河川や溪谷等の親水空間の活用（水辺の楽校等）、スポーツレクリエーション活用（富士川舟下り、サイクルシップ）など ○富士川舟下り乗船場の整備検討（鰍沢水辺プラザ、交流センター塩の華等）、河岸跡の顕在化と活用（小広場、サイン整備） ■町内三筋など中山間地域の身近な地域資源の観光活用の推進 ○ダイヤモンド富士等の良好な眺望スポットの整備、眺望マップの作成 ○旧五開小学校の観光交流、地域振興に資する場としての有効活用 ○菴米、平林、穂積の棚田景観を活用した観光スポットづくり（棚田・里山体験、眺望スポット整備、農耕文化の学習の場、水車復活等） ○柳川・十谷等のふるさとの特色ある集落景観や里山、温泉等の有効活用（川遊び、山遊び、里遊び、温泉保養、里山と民泊体験等） ○身近な体験・レクリエーション資源の魅力の向上（八雲池、七面堂の森等） ○空き家を活用した身近な交流の場づくり（空き家の再生、縁側カフェづくり等） ■JR身延線の観光利用の促進 ○「富士川（峡南）地域観光ビジョン」との連携、サイクルトレインの要請、観光PRの充実など ■祭り・行事の充実とPRの推進 ○ふじかわ夏まつりR52、大法師さくら祭り、甲州富士川まつりの充実とPR ○地域の祭り・行事の活用と地域間の連携による効果的な開催 ■テーマに沿った観光活性化の取り組みの促進 ○新たな観光施策・ニューツーリズムの検討（グリーンツーリズム、アグリツーリズム、里山ツーリズム、エンターテインメントツーリズム等） ○ウェルネスプロジェクトとの連携による健康増進型の観光振興 ○新たな観光スタイルの工夫（滞在・保養型、ツアー・体験型等） ■地域のお宝発見運動の展開 ○地域住民協働による潜在的な活性化資源の発掘、ワークショップの実施等
④地域ぐるみの活性化への取り組みの促進	■「（仮称）富士川町観光振興基本計画」の策定 ■観光PRの推進 ○道の駅富士川や町内主要観光施設を活用した積極的なPRの展開 ○富士川町ホームページの活用、観光パンフレットの充実 ○四季を通じたPRの充実（四季の風景、祭り・行事等） ○富士の国やまなし館、富士の国やまなしネットの効果的な活用 ○メディアの積極的な活用（新聞・雑誌、テレビ、インターネット等） ■地域ぐるみのおもてなし、観光まちづくりの取り組みの推進 ○「富士川町地域づくり推進組織事業補助金」の活用 ○観光パンフレットの充実、既存イベントの充実、新たなイベントの開発 ○観光プロモーション活動の促進（山梨フィルムコミッションの活用、トップセールス等） ○観光ツアーガイド、ボランティアガイド等の人材育成 ○NPOや産業観光研究会、NA穂積、ますほおかみさん会などの既存の住民組織や活動との連携強化 ○町内の環境美化、まちかど花壇、花いっぱい運動の展開 ○全町をあげたおもてなしの心を醸成する取り組みの促進

3) 豊かな環境を活かし、雇用や定住を支える地域産業の活性化を進めます。

豊かな自然や風土に培われた住民の営みの歴史を継承しながら、伝統産業の振興や観光と結びつく産業の育成、環境に配慮し地域特性を活かした産業基盤の育成・強化を図り、雇用や定住に結びつく地域産業の活性化を進めます。特に、関東有数の生産量を誇るゆずなどの特産物や加工品、特産物を活用した体験活動等の充実など、これらの付加価値を高める本町ならではの農業振興を推進します。

基本方針	施策の方針
①既存産業の育成・強化、観光と結びつく産業の育成	■既存産業の育成・強化 ○既存の伝統産業や中小企業への支援体制の充実、異業種交流の促進 ○既存企業の経営基盤強化、地域密着型の起業等に対する支援 ■伝統的地場産業や農林業を活用した産業観光の推進 ○雨畑硯などの伝統産業の振興（観光施設を活用したPRの充実等） ○林業の振興と間伐材等の有効活用 ○地産地消・食育活動の推進（学校給食への地元農産物の導入等） ■地域産業を支える人材育成 ○後継者の育成、地域生産活動への支援充実
②農業の振興・活性化の推進	■優良農地の保全、農業生産基盤の充実 ○「富士川町農業振興地域整備計画」に基づく優良農地の計画的な保全 ○農道、農業用水路などの農業基盤整備の推進 ○「富士川町鳥獣被害防止計画」に基づく鳥獣害対策の推進 ■農産物のブランド化と販売力の強化 ○「富士川町ブランド」の確立と販売力の強化（ゆずワイン、鰯沢塩等） ○付加価値の高い特産品開発、地産地消の推進、味覚資源の発掘・普及・情報発信の促進（ゆず、ラ・フランス等の特産品、みみ等の郷土料理等） ○農業の6次産業化の推進、農産物加工施設整備等への支援 ○ポジティブリスト制度に基づく安全・安心な農産物の提供 ○道の駅・観光農園・農産物直売所・朝市等の活用、観光PR活動と一体となった流通直販ルートの拡大展開 ■遊休農地の有効利用の促進 ○遊休農地活用事業、中山間直接支払制度の取り組みの推進 ○遊休農地の有効活用、都市型農業の導入（農地の集約化等） ○市街地周辺の介在農地を活用した市民農園、体験農園への活用促進 ○菜の花等の景観緑地、お花畑への活用 ○観光と連携した体験農業の普及促進（生きがいや余暇活用、田んぼの学校等の自然教育の場づくり、クラインガルテンの整備、管理サポート付農業体験農園のシステムづくり等） ■農業後継者、担い手の育成 ○新規就農者の確保（農業委員会等による希望者への斡旋、農業法人化等） ○農業へのインターンシップの導入、退職帰農者の勧誘、団塊世代対象等の新規就農者の受け入れ体制づくり等 ○認定農業者・エコファーマーへの支援充実
③農山村地域の交流促進	○都市と農山村の交流を高めるグリーンツーリズム、アグリツーリズムの推進 ○棚田オーナー制度（みさき耕舎）、ゆずの木オーナー制度などの特徴的な農を守り・育む交流活動の促進 ○地元小学校との協定による農産物の収穫体験（柳川地区）、平林農業小学校などの体験・交流活動の推進 ○観光農園、ゆずの里まつり、氷室の郷ふれあいまつりの充実
④産業基盤の整備と企業誘致の促進	■産業基盤の整備 ○小林工業団地の機能拡充 ○増穂IC周辺の産業基盤整備の推進、企業誘致の促進 ■交通アクセスの利便性や立地条件を活かした企業誘致の推進 ○地域特性を活かした企業誘致の促進（IT関連工場、研究開発施設、バイオマス等の環境関連産業、農産物関連の加工・販売物流施設等） ○企業立地促進事業による優良企業の誘致促進と町内居住者雇用の充実

4) 地域に住み続けられる、魅力ある定住環境と仕組みづくりを進めます。

本町は、これまで舟運などの往来の拠点として繁栄し、多くの人が行き交うまちとして発展してきました。本格的な少子高齢化を見据えながらも、本町の成り立ちを今日的に再生し、まちの活力を維持していくために、富士川町の魅力を今一度見直し、住み続けたい、住んでみたいと思える、魅力ある定住環境づくりを進めます。

基本方針	施策の方針
①定住促進の受け皿となる計画的な住宅地整備の促進	○山王土地区画整理事業による計画的な住宅地整備の推進 ○増穂 IC 周辺基盤整備に伴う計画的な宅地化の誘導 ○地域特性を活かした居住地整備の推進（エコビレッジ、菜園付き住宅地、環境共生住宅、プラスワン住宅等）
②定住促進策の推進	■まちなか居住の促進 ○計画的な市街地整備、町営住宅の有効活用、総合的な生活環境整備と併せたまちなか居住の促進（低未利用地の有効活用、建替え・共同化など） ■遊休農地・空き家等の活用による定住促進 ○遊休農地・空き家の斡旋等による移住促進（空き家バンク制度の運用、空き家・土地情報提供の充実、相談窓口の確立等） ■町営住宅を活用した定住促進 ○老朽化した町営住宅の建替え、新たな用途転換、民間住宅への払下げ等による新たな定住促進住宅の整備 ■豊かな環境を活用した農山村への移住・定住促進 ○農山村・田舎暮らし体験ツアーの実施、トライアル居住・体験移住の促進（定住コーディネーターの育成、移住モニターの活用等） ○多様なニーズに即した住宅提供の取り組み（眺望に特化した住宅（富士山眺望の家）、農地付き住宅、田舎志向や自然志向に対応した住宅等） ■定住を促す仕組みづくり ○子育て世代の定住促進（町営住宅の活用、住宅取得支援等） ○団塊世代の移住促進（田舎暮らし・二地域居住の促進、空き家を利用したファームステイ等） ○空き家バンク制度等の情報収集と効果的な情報発信 ○移住を受け入れる仕組みづくり（地域の連携、行政のサポート体制づくり等）

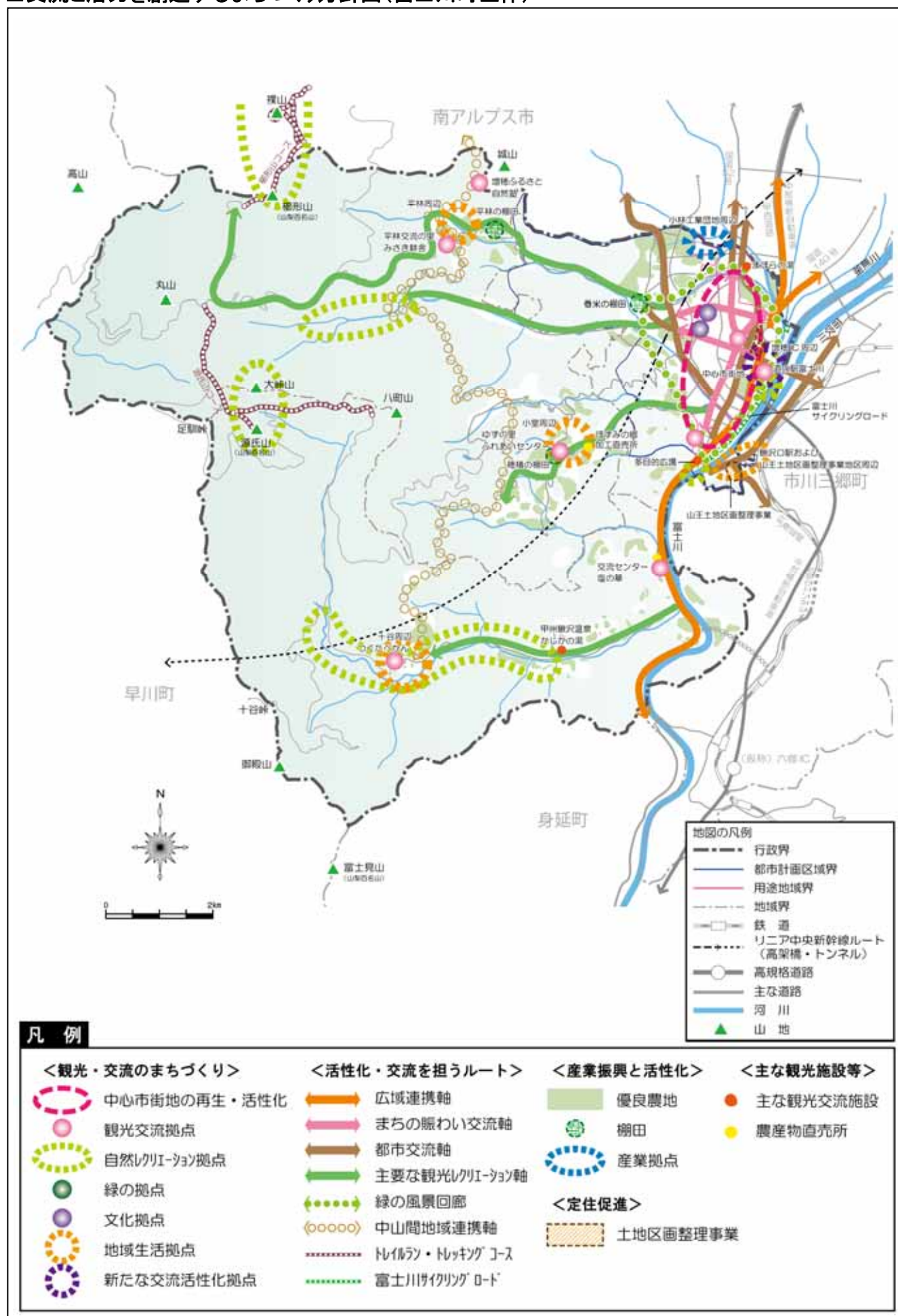


・つくたべかん

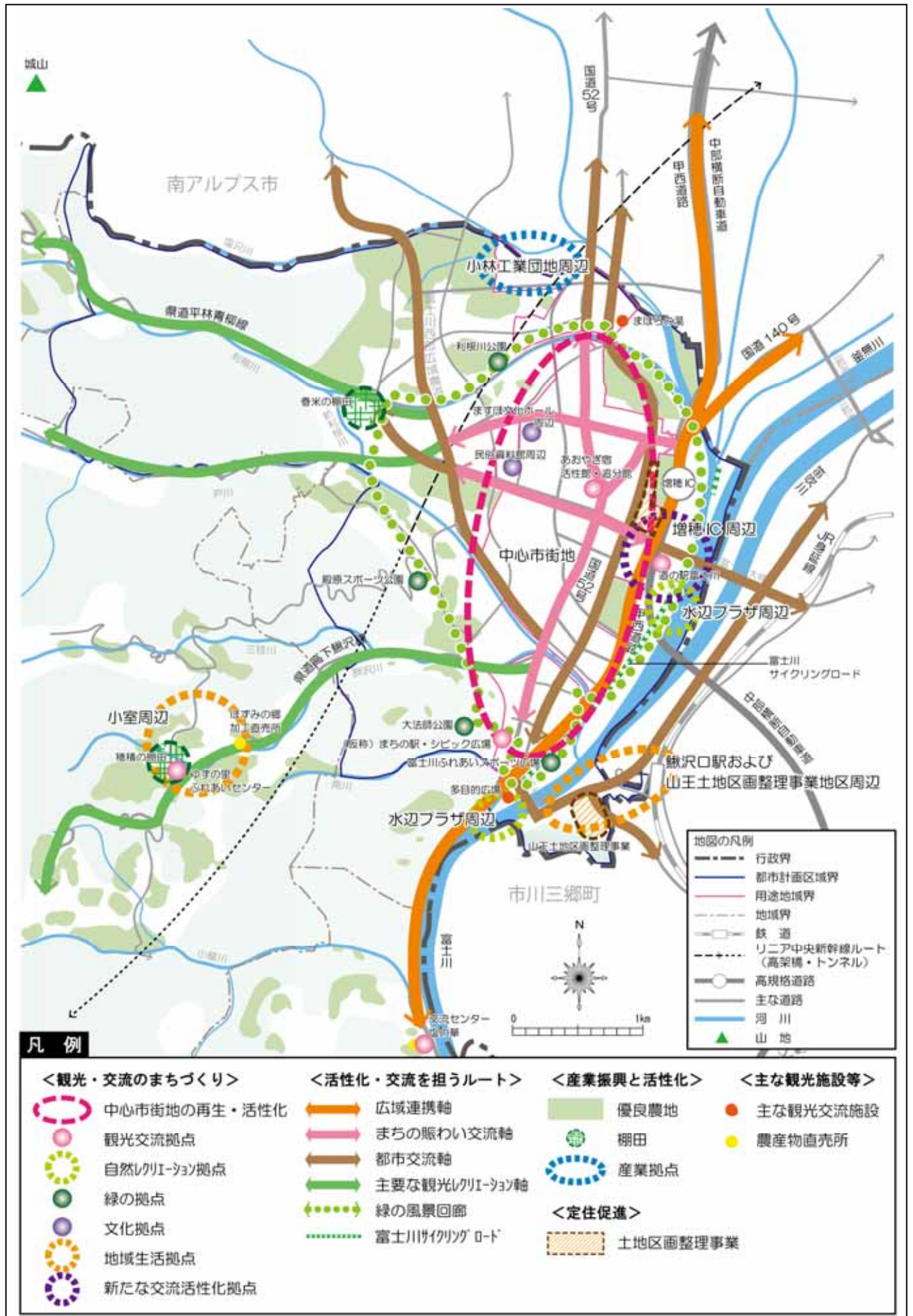


・山村生活体験が行なわれている下高下集落

■交流と活力を創造するまちづくり方針図(富士川町全体)



■ 交流と活力を創造するまちづくり方針図(都市田園圏域)



参考 交流と活力を創造するまちづくり方針に関わる主な住民意向

■富士川町まちづくり住民会議

※「地域まちづくり住民プラン」から抜粋

- ・観光・交流の核となる「道の駅」の活用
- ・新たな交流ゾーンの形成（道の駅整備、舟運の歴史・富士川舟下り・河岸跡の活用（青柳・鯉沢周辺、IC 周辺等）、富士川舟下りの広域連携）
- ・商店街の活性化（空き店舗・空き家の有効活用、交流スポット・イベント広場の整備、公衆トイレの設置、「市」の開催、地産地消の実践、地域情報の発信等）
- ・国道 52 号の生活道路化（買い物しやすく歩いて楽しめる歩行者空間、無料駐車場整備）
- ・空き家の再生・活用（交流施設、ふれあいカフェ、移住を受け入れる支援・仕組みづくり）
- ・交流拠点の活性化（あおやぎ宿活性館・追分館）
- ・観光拠点のネットワーク化（身延山、富士川舟下り等の活用と連携）
- ・鯉沢口駅からの散策ルートの整備
- ・地域資源を活かすネットワークづくり（トレイルランコース整備、林道、トレッキングコース等の活用、案内標識・サイン整備、滞在施設との連携、四季の風景・眺望の活用、祭り・行事との連携）
- ・「体験＋地域活性化」の里山ツーリズムの推進（ゆずの里ふれあいセンター、みさき耕舎等の活用）
- ・秘境の宿、つくたべかんの活用、団体客の受け入れ体制づくり（宿泊施設等）
- ・ウェルネスプロジェクトとの連携による観光振興
- ・まちの要所へのサイクルポスト整備、サイクルシップ（舟下り）の創出
- ・地域特性を活かした遊び場の整備（モーターグライダーの発着所、模型飛行機の飛行場等）
- ・アウトドアグッズのアウトレットモール整備（川遊び、山遊び、温泉、宿・民泊、交流施設の活用）
- ・新規就農者の確保、遊休農地を活用した活性化の推進（家庭菜園、貸し農園）
- ・特産品の活用（農産物の6次産業化、食育・地産地消、飲食店・休憩所の確保等）、朝市との連携
- ・鳥獣害対策
- ・観光・自然等を活かした就労・雇用の確保、若者の就労の場の確保（環境、IT 産業等）
- ・定住・移住の促進（二地域居住、町営住宅の活用、空き家バンク制度の運用、農村・田舎暮らし体験ツアーの実施、定住コーディネーター、移住モニターの活用、ライフサポート体制の確立等）
- ・四季を通じたPRの充実（四季の風景、祭り、行事など）、情報回線の整備・充実 など

■都市計画マスタープラン住民アンケート調査

※「今後のまちづくり施策の方向性」から上位抜粋

○まちの発展・活性化

- ・増穂 IC 周辺整備や東部地域開発など、まちの中心となる市街地の活性化
- ・空き店舗の活用、買い物弱者への対応など、既存商店街への支援充実による活性化
- ・定住促進や雇用機会確保のための工業用地整備、優良企業の誘致促進

○観光振興

- ・大法師さくら祭りやふじかわ夏まつり R52 など、郷土の祭り・イベントの充実とPRの推進
- ・朝市の促進、郷土料理や特産品開発、硯製造などの伝統的地場産業やゆずなどの特色ある農産物を活用した産業観光の振興
- ・道の駅・農産物直売所など、新たな観光集客施設の整備促進

■第1次富士川町総合計画フォローアップ

※「地区実行計画」等から全体構想に関わる提案を抜粋

■町民対話集会 ー地域の課題・解決策ー

- ・富士川町の特徴づくり
- ・空き家・空き店舗の利活用推進
- ・地域資源を活かした情報発信

■地区実行計画

- ・商店街の活性化、個人商店と大型店舗の連携
- ・空き店舗の有効活用（コミュニティの場づくり、イベント開催等）
- ・道の駅を活用した特産品の開発、販売、地元農産物の朝市の開催
- ・養米学校の観光活用とPR
- ・小室山、ゆずの里の観光活用、旧五開小学校の活用
- ・農産物のブランド化、新たな特産品の開発と活用
- ・鳥獣害対策
- ・地域資源の活用とPRの充実、祭りや地域行事の活性化、イベントの工夫・充実
- ・ウォーキングコース・マップづくり
- ・効果的な情報発信・PRの充実（案内板の設置、インターネットの活用等）
- ・観光ガイド育成、フィルムコミッションの活用 など

4 . 富士川町らしさを継承する景観まちづくり方針 歴史文化と景観

(1) 基本方針

▶富士川町固有の歴史文化や人々の営みに培われた美しい風景を大切に守り・活かし、ふるさとの愛着と誇りを次代へ受け継ぐまちづくりを進めます。

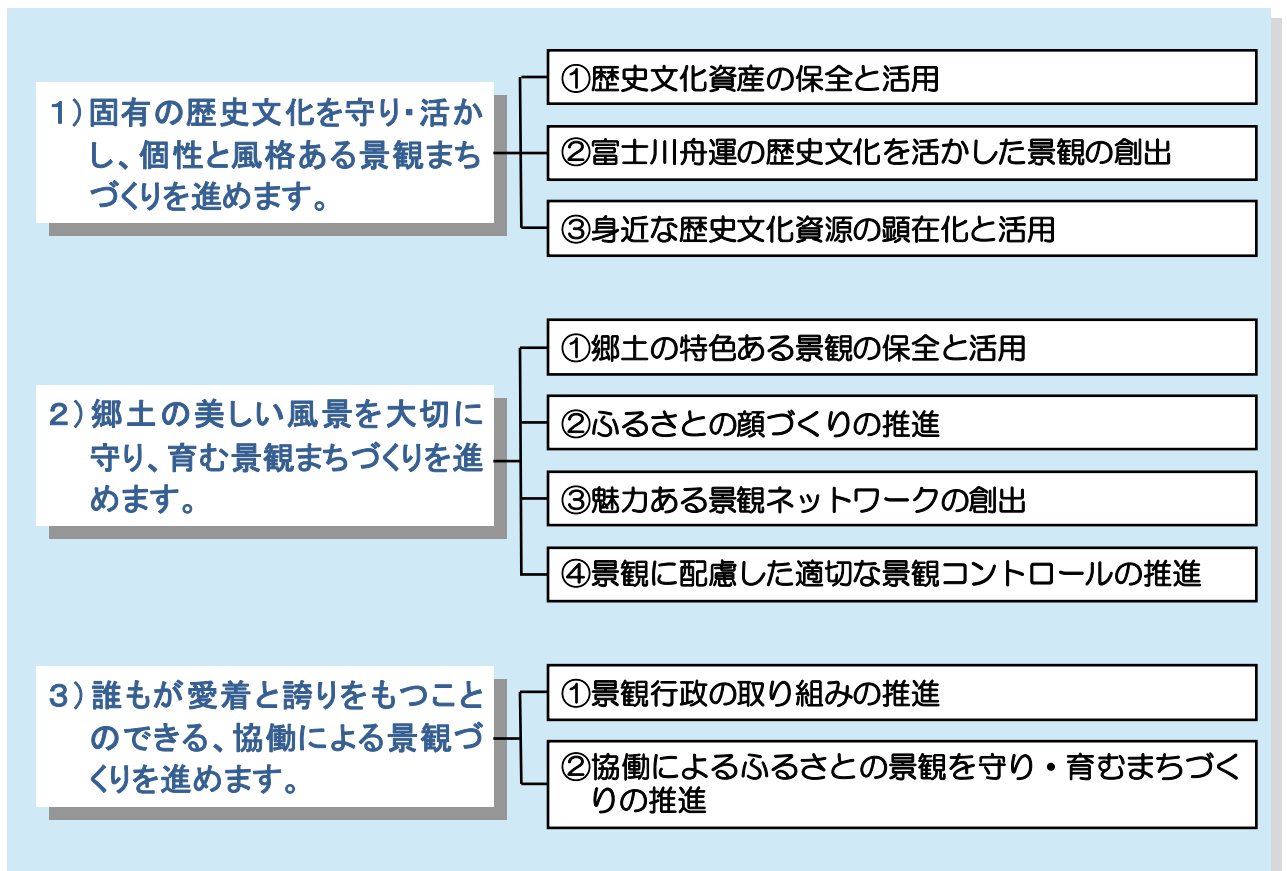
景観は、自然や施設だけでなく、歴史や人々の暮らしぶりなどが、表情となって映し出され、まちの個性として印象づけられるものです。富士川町は、富士川舟運などの固有の歴史文化的景観や中山間地域の素朴な集落景観、優れた眺望景観など、本町ならではの特徴的な景観を擁しており、これらが融合されて富士川町らしい景観を形成しています。

こうした富士川町らしい景観は本町の誇りであり、かけがえない財産です。富士川町固有の景観の価値を今一度見直し、先人たちに培われた美しい風景を大切に守り・活かし、ふるさとへの愛着と誇りを育み、次代へ受け継ぐ景観まちづくりを進めます。



・葛飾北斎の甲州石班沢（かじかざわ）

■富士川町らしさを継承する景観まちづくり方針の体系



(2) 富士川町らしさを継承する景観まちづくり方針

1) 固有の歴史文化を守り・活かし、個性と風格ある景観まちづくりを進めます。

かつて、富士川舟運で栄えた本町には、その歴史を伝える多くの歴史文化資源が残され、富士川町を象徴する景観となっています。また、地域の歴史文化を物語る資産も広く分布しています。

永い歴史の中で育まれてきた有形、無形の歴史文化資源は、後世に残さなければならない町民共有の大切な財産です。その価値を再認識し、担い手を育てながら保護継承に努めるとともに、個性と風格あるまちの資産として景観まちづくりに活用していきます。

基本方針	施策の方針
①歴史文化資産の保全と活用	■本町を代表する歴史文化資産の保全と活用 ○遺跡・史跡等の歴史文化遺産の保全と活用（菴米の権現堂遺跡、最勝寺平野遺跡、法華塚古墳、大明神遺跡、鰍沢河岸跡・禹之瀬等） ○主な社寺周辺の景観資源の保全と活用（県内屈指の古刹である最勝寺や明王寺、県内最大級の三門とあじさい寺と呼ばれる妙法寺、紅葉の美しい蓮華寺、お天神さんと親しまれる天神中條天満宮等） ○天然記念物の維持・保全（氷室神社の大杉やクロベ、最勝寺の四季ザクラ、柳川寺のしだれ桜、柳川のイヌガヤの群生等） ○指定文化財の保全と周知（文化財パンフレットによるPR等）
②富士川舟運の歴史文化を活かした景観の創出	■個性と風格ある富士川舟運の歴史文化を活かしたまちなみ景観の創出 ○富士川舟運の歴史を感じさせるまちなみ景観の形成（歴史的建造物や漆喰なまこ壁の商家、土蔵、社寺等の景観資源の活用、親水空間や後背の自然景観との調和、看板類の適正化など統一感あるまちなみ景観の誘導等） ○歴史的建造物の保全と活用（旧菴米学校校舎、五開郵便局、最勝寺の唯観堂、なまこ壁の民家、蔵等） ○固有の歴史文化を活かした観光活性化の推進（あおやぎ宿活性館・追分館、交流センター塩の華、多目的広場の活用） ○青柳・鰍沢河岸跡、船着き場跡、舟下り周辺の修景づくり ○「文化的景観制度」活用の検討 ○道の駅富士川や観光施設と連携したPRの充実 ■往時をしのぶ歴史的道すじの景観づくり ○国道52号の生活道路化に伴う舟運や古道（駿州往還）の修景づくり ○河岸跡や渡船場、禹之瀬、古道等を活用した舟運のルートづくり（舟下りの活用、舟下り乗船場の整備（鰍沢の水辺プラザ、交流センター塩の華）、旧渡船場の顕在化（小広場、サイン整備）、古道・里道の活用等） ○中心市街地の歴史文化の小径・ルートづくり（（仮称）歴史のさんぽ道等） ○山麓周辺の古道等を活用した（仮称）ふるさとの散歩道の形成
③身近な歴史文化資源の顕在化と活用	■暮らしに身近な歴史文化資源の顕在化と活用 ○地域景観を特徴づける歴史文化資源の顕在化と活用（平林の氷室跡、菴米の水車の跡、唯観堂、高村光太郎文学碑、古典落語「鰍沢」、櫛形山の信仰、地名の由来等） ○暮らしに身近な景観資源の顕在化（伝統的な建物、蔵、土堀、社寺林、小川・沢、水路、大木・古木、雑木林、塚・祠・道祖神、石仏等） ○潜在的な資源の顕在化と魅力的な景観スポットの形成（サイン整備等） ■祭りや伝統行事の継承と景観づくりへの活用 ○鰍沢山車巡行・祝祭空間のまちなみの修景、山車保存庫の整備推進 ○伝統行事の保全と継承（天満宮例祭、菴米の銭太鼓、鰍沢の山車、鰍沢ばやし、神楽（太鼓）、どんど焼き等） ○後継者育成による伝統文化・行事の継承（「伝統文化子ども教室」等の活用）、祭り・イベントの充実

2) 郷土の美しい風景を大切に守り、育む景観まちづくりを進めます。

優れた景観は、まちの好ましいイメージを印象づけるものであり、それだけで観光や地域活性化の重要な資源となります。また、富士川町の個性豊かなまちづくりを進めるためにも、景観の魅力を改めて見直し、それらを活かすまちづくりを進めていくことが大切です。

そのため、奥行きある森林景観や優れた眺望景観、郷土の原風景ともいえる里山集落景観や暮らしの景観など、これまで培われてきた貴重な風景資産を損なうことなく、美しい風景を大切に守りながら新たな景観を創出するなど、積極的な景観まちづくりを進めていきます。

基本方針	施策の方針
①郷土の特色ある景観の保全と活用	■自然景観の保全 ○山岳・森林景観の保全と活用（県立南アルプス巨摩自然公園等） ○水辺景観の保全と活用（富士川、利根川、戸川、大柳川等） ○甲府盆地の水を集める三川落合、河川が立体交差する景観の保全と活用 ■優れた眺望景観の保全と活用 ○優れた眺望景観の保全と魅力の向上（櫛形山や林道からの眺望、平林や八雲池周辺等からの富士山の眺望、高下のダイヤモンド富士、大法師公園・菰米等の山麓・丘陵地からの市街地や甲府盆地の眺望等） ○眺望場所（ビュースポット）やアクセスルートの整備 ■中山間地域の集落景観の保全と活用（特徴的な集落景観、里山、農地など） ○古くから形成された特色ある集落景観、里山景観の保全と活用 ・平林集落（櫛形山の登山基地、山間の棚田と優れた眺望、観光拠点） ・高下・小室集落（ダイヤモンド富士等の眺望、関東随一のゆずの郷） ・鬼島、国見平、長知沢集落（伝統工芸雨畑硯の里、高台斜面の独特な農山村景観） ・柳川、鳥屋、箱原集落（大柳川沿いの里山の風情と農山村景観） ・十谷集落（石垣と石畳、溪流に沿う奥深い集落景観、秘湯、観光拠点） ○農の風景の保全と活用（菰米、平林、穂積の棚田や扇状地の田園等）
②ふるさとの顔づくりの推進	■中心市街地の顔づくり ○本町の顔となる先導的な景観まちづくりの推進（狭あい道路の改善・整備による住宅地のまちなみ景観誘導、国道52号の生活道路化に伴う修景整備、まちかど広場の整備、空き家・空地の活用、商店街の賑わい景観の形成、サイン整備、景観阻害要因の改善等） ■地域の多彩な拠点の景観の向上と魅力の創出 ○新たな交流活性化拠点の先導的な景観の創出（増穂IC周辺） ○地域生活拠点の景観向上と魅力づくりの促進 ○地域の個性を活かした魅力ある観光交流拠点の景観形成 ○文化拠点の魅力づくりと周辺も含めた景観形成 ○緑の拠点の魅力の向上 ○自然に親しみ交流を深める自然レクリエーション拠点の環境整備と魅力の向上 ○特色ある施設等の景観の向上（まほらの湯、甲州鯉沢温泉かじかの湯等） ■身近な景観スポットの形成・魅力の創出 ○舟運の歴史文化、親水空間と連携した多目的広場の景観形成 ○身近な景観資源の活用、潜在的資源の顕在化等による身近な景観スポットの形成と魅力づくり（まちかど広場、サイン整備等）

基本方針	施策の方針
③魅力ある景観ネットワークの創出	■水と緑の風景回廊の創出 ○山並み景観軸の形成（楕円山など巨摩山地の山並みの保全と活用） ○骨格的な水と緑の景観軸の形成（富士川、利根川、戸川、大柳川、畔沢川等の主要河川の水辺環境の保全、親水空間の確保、河川緑化、歩行者・自転車ルートの確保、レクリエーション利用の促進等） ○桜回廊、水辺回廊の景観形成と魅力の向上 ○緑の風景回廊の創出（道路景観の向上、桜ウォーキングルート、親水空間の景観形成、桜の植樹など地域特性に即した緑化の推進、休憩スポット・眺望広場の整備、サインの整備等） ■多彩な景観資源を結ぶ景観ネットワークの形成 ○既存商店街を中心とした活性化・交流機能を担うまちの賑わい交流軸の景観形成と魅力の向上 ○広域連携軸（国道52号）、都市交流軸、主要な観光レクリエーション軸の景観形成（緑化の推進、沿道景観の向上など） ○地域の景観スポット・資源を結ぶ「（仮称）ふるさと散歩道」づくり（ルートの設定、ポケットパーク・サイン・トイレ等の整備） ○身近な風景を体感する小径づくり、フットパスの形成（ルートの設定、サインの整備等） ○新たな交流活性化拠点、道の駅富士川等の各拠点を結び、まちの賑わい交流軸や緑の風景回廊、古道等を活用し回遊する市街地の景観ネットワークの形成（緑化の推進、ポケットパーク・サイン整備等） ○中山間地域連携軸、渓谷遊歩道、トレイルラン・トレッキングコース、主要林道等の景観ネットワークの形成（休憩スポット、サイン整備など）
④景観に配慮した適切な景観コントロールの推進	■景観を妨げる要因の改善 ○森林・山並み等の良好な眺望域、富士山や山麓・丘陵地・市街地の眺望域の確保に向けた景観コントロールの推進（建物の高さ・意匠・形態・色彩等の規制・誘導等） ○豊かな自然環境や沿道景観との調和、眺望域の確保、美しいまちなみ景観の形成に向けた電線類地中化等の促進 ○リニア中央新幹線の高架構造物等に対する、地域景観や眺望景観等に配慮した施設整備についての関係各機関への要請 ○太陽光発電施設等の景観や地域環境に配慮した工作物の景観コントロールの促進（位置、規模、修景等） ○景観を阻害する要因における、一定のルールに基づく規制・誘導等の取り組みの推進（主要道路の標識、沿道の屋外広告物、ごみの不法投棄、廃屋、遊休農地等） ■良好なまちなみ景観の誘導 ○土地利用方針、「富士川町景観計画」、「（仮称）富士川町景観条例」に基づく地域の特性に応じた良好なまちなみ景観の誘導 ○地域景観と調和する緑化の推進 ○「（仮称）公共施設デザインガイドライン」の検討、自然や景観に配慮した公共施設の整備

3) 誰もが愛着と誇りをもつことのできる、協働による景観づくりを進めます。

景観は、一朝一夕に創られるものではなく、地域で暮らす人々の細やかな配慮や心づかいが重要であり、その積み重ねが風景の心地よさや奥行きを醸成していくことになります。

本町固有の景観を保全・継承し、まちづくりに活かすためには、行政をはじめ、町民や事業者等のお互いの理解と協力が不可欠です。郷土の景観を後世に継承するため、手を取りあい、愛着と誇りをもって守り・育む、協働による景観づくりを進めます。

基本方針	施策の方針
①景観行政の取り組みの推進	■「富士川町景観計画」に基づく景観形成の推進 ○景観計画および富士川町独自の景観条例に基づく景観形成の推進 ○重点的に景観形成を図るべき「景観形成推進ゾーン」の設定 ■景観まちづくりに向けた庁内推進体制の強化 ○景観に関する窓口体制の充実、庁内の横断的推進体制の設置と強化 ■その他の総合的な景観づくりの取り組みの推進 ○「(仮称) 富士川町サイン計画」、「(仮称) 富士川町屋外広告物条例」、「(仮称) 富士川町文化財保存整備計画」等の取り組みの推進
②協働によるふるさとの景観を守り・育むまちづくりの推進	■良好な景観形成に向けた地域ルールづくりの推進 ○良好なまちなみ景観誘導のための地域ルールづくりの推進（景観協定、まちなみ協定、法律に基づく地区計画、建築協定、緑地協定等） ○地区の特性に応じた景観形成の推進、住民合意に基づく要綱制定の検討 ■住民参加による景観形成活動の促進 ○「(仮称) 富士川町風景づくり住民懇談会」の設置検討 ○景観形成活動団体への支援、景観アドバイザー制度の導入 ○町民の景観形成活動の促進（花植え、緑化、環境美化活動等） ■景観づくり啓発活動の推進 ○景観表彰制度の創設、景観コンクールの開催、(仮称) 富士川町景観 30 選等の選定 ○景観シンポジウム・講演会の開催、町政バスツアーを活用した見学会の開催 ○景観体験イベントの開催（景観まち歩きイベント、風景再発見ツアー等） ○歴史探検イベント、ツアーガイド育成（地域のお宝マップの活用） ○住民参加による景観資源マップ、富士山眺望マップ、景観パンフレット等の作成 ○富士川舟運の歴史文化資産の顕在化、歴史の検証と展示・啓発、固有の歴史文化を学ぶ機会や場の充実 ○地域を学び・知る「地域学」の実践等 ○フィルムコミッションの促進（山梨県フィルムコミッションの活用）

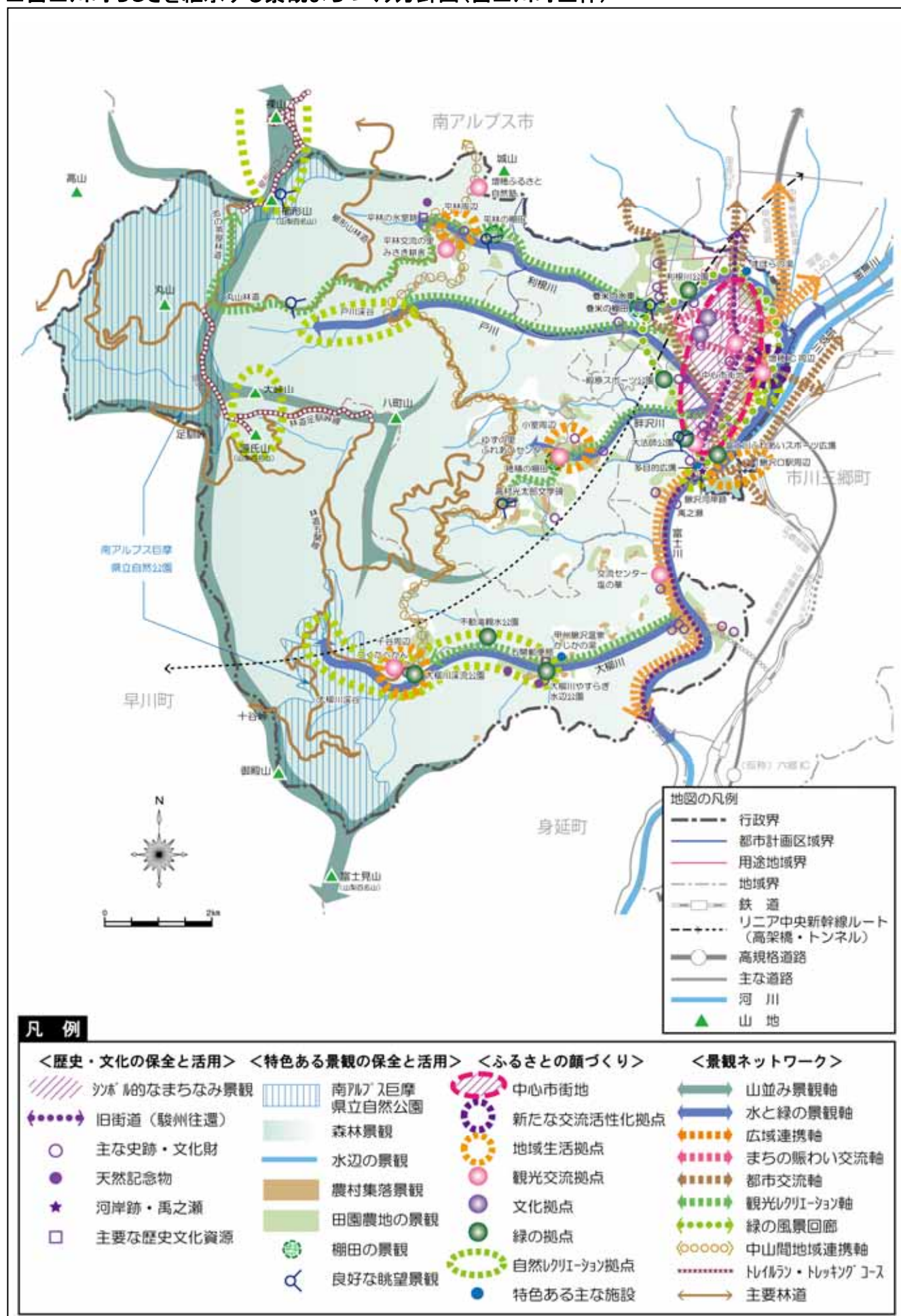


・富士川舟運の歴史を感じさせる家並み

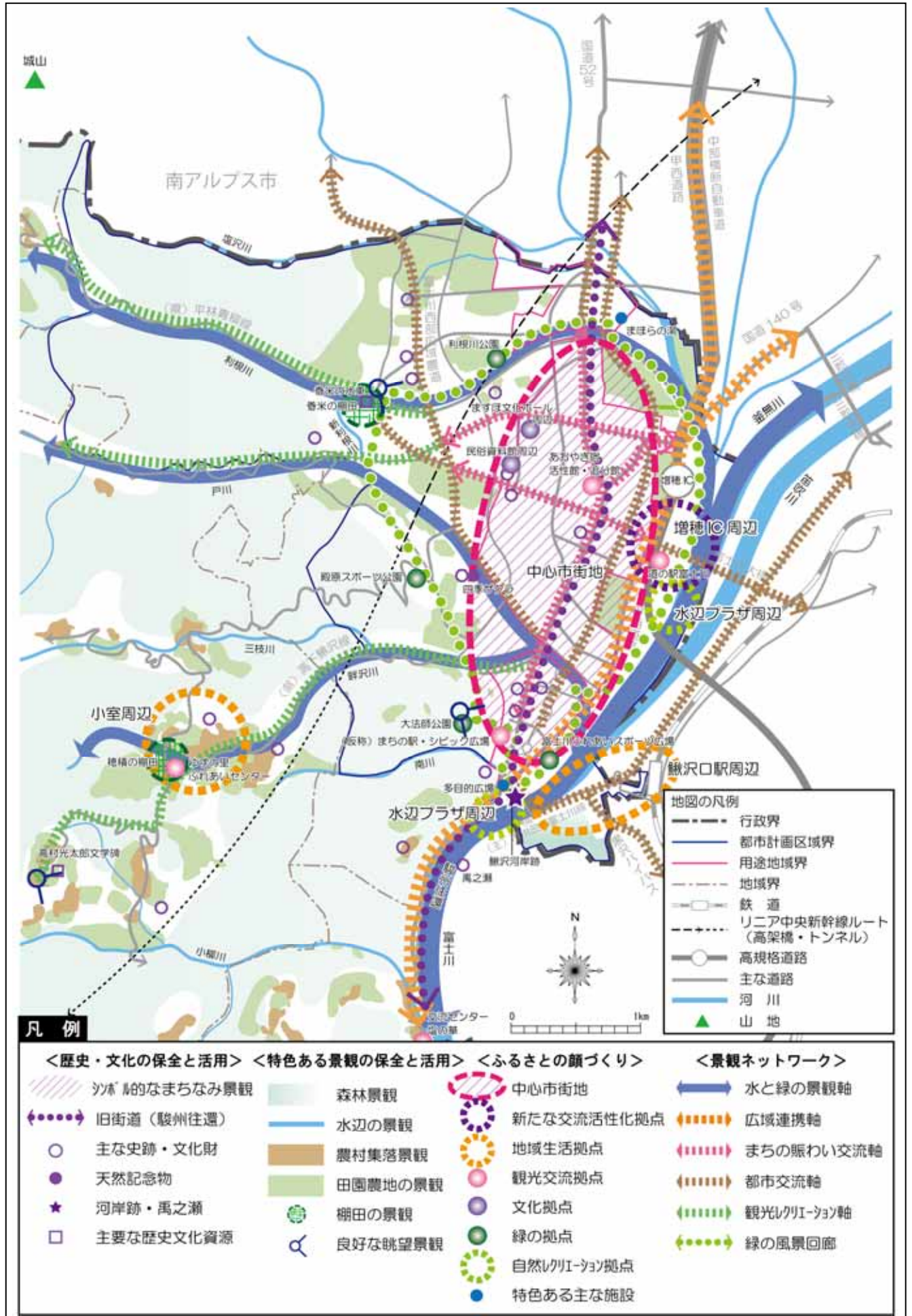


・平林の棚田の風景

■富士川町らしさを継承する景観まちづくり方針図(富士川町全体)



■富士川町らしさを継承する景観まちづくり方針図(都市田園圏域)



参考 景観まちづくり方針に関わる主な住民意向

■富士川町まちづくり住民会議

※「地域まちづくり住民プラン」から抜粋

- ・舟運の歴史文化の景観拠点づくり（古道の活用（山麓周辺）、歴史的建造物・古い商家や蔵の活用）
- ・鰍沢の山車保存庫の整備
- ・歴史・文化の「地域のお宝」の活用（「お宝マップ」の有効活用、妙法寺（あじさい寺）、氷室神社（大杉のご神木、ドラマのロケに利用された石段と鎮守の森）、平林の氷室の保全と生活文化のPR等）
- ・優れた特徴ある眺望の活用（櫛形山、富士山、ダイヤモンド富士、甲府盆地の眺望、菰米の高台等）
- ・ビューポイントの整備、富士山の眺望点の発掘と整備、眺望景観のPR
- ・菰米、平林の棚田景観の保全と活用（シンボル景観の形成（眺望と桜の活用）、棚田を守る組織づくり、菰米の水車復活（発電）等）
- ・里山景観や趣ある集落景観の保全と活用
- ・桜回廊づくり（大法師公園～殿原スポーツ公園）、桜ウォーキングロードづくり（景観、歴史、水車（発電）、棚田等）
- ・フットパスの実施（菰米、山麓エリア）、既存のまち歩きイベントの活用（菰米）
- ・山梨二百名山の選定と顕在化
- ・伝統行事や祭り、伝承などの継承（祇園祭、神楽（太鼓）、櫛形山信仰等）
- ・地名の由来の掘り起こしと発信（鰍沢、十谷など）、古典落語の「鰍沢」の地域PRへの活用
- ・物語の掘り起こしと発信（禹之瀬の神話、地域を切り開いた人物、胴塚・首塚・足塚、棺桶山、渡船場、舟運、駿州往還、宗教伝搬の道等）
- ・地域と来訪者が楽しむしかけづくり（歴史探検、地元のツアーガイド育成、クイズラリー等）など

■都市計画マスタープラン住民アンケート調査

※「今後のまちづくり施策の方向性」から上位抜粋

- ・ダイヤモンド富士や山々の眺望、山地や林道からの甲府盆地の眺望など、良好な眺望景観の保全と活用
- ・増穂 IC 周辺や既存の観光拠点周辺など、地域のシンボルとなる景観づくりの推進
- ・富士川などの河川、大柳川溪谷や妙蓮の滝、八雲池などの水辺景観の保全

■第1次富士川町総合計画フォローアップ

※「地区実行計画」等から全体構想に関わる提案を抜粋

■地区実行計画

- ・水車の復活と棚田の景観の保存
- ・地域の祭りの掘り起こし
- ・富士山に見える場をみんなでつくる など



・上高下からみた甲府盆地の眺望



・大法師公園の桜

5 . 豊かな自然を守り彩りを育むまちづくり方針 自然環境・水と緑

(1) 基本方針

▶豊かな自然を守り・育てるとともに郷土の自然とのふれあいや交流を育み、花と緑に彩られた潤いあるまちづくりを進めます。

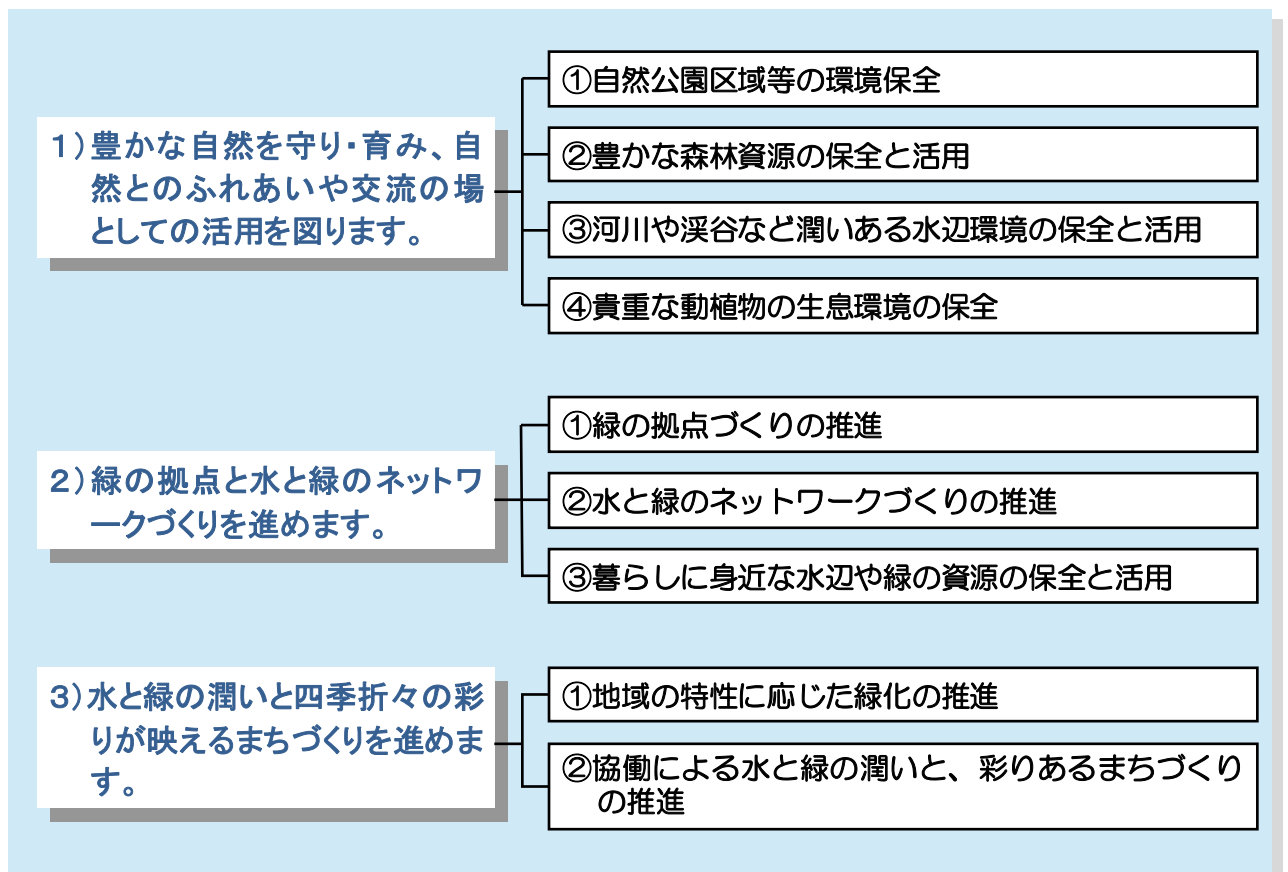
本町は、富士川や大柳川等の水辺空間、西側一帯の巨摩山地の山々や奥深い森林、緑を陰影づける美しい溪谷、大法師公園の桜やあじさいなど、豊かな自然と四季折々の美しい風景をいたるところで見ることができます。

このようなふるさとの豊かな自然や風土を大切に守り、まちづくりの大切な資産として育むとともに、交流やふれあいの場として親しむなど、積極的な活用を図ります。また、豊かな自然が暮らしに映えるよう、町民の活動により支えられる花と緑に彩られた潤いあるまちづくりを進めます。



・新緑の大柳川溪谷

■豊かな自然を守り彩りを育むまちづくり方針の体系



(2) 豊かな自然を守り彩りを育むまちづくり方針

1) 豊かな自然を守り・育み、自然とのふれあいや交流の場としての活用を図ります。

本町は、潤いある水辺や奥行きのある森林など豊かな自然に恵まれています。また、市街地や集落地周辺にも、里山や社寺林、雑木林、水路や小川など、身近な自然や緑が分布しています。

このようなふるさとの自然環境は、永い歴史と営みの中で、守り・育まれてきた本町のかげがえのない財産であることから、積極的な保全を図るとともに、自然とのふれあいやレクリエーション活用など、自然を知り、豊かさを実感できる効果的な活用を図ります。

基本方針	施策の方針
①自然公園区域等の環境保全	■自然公園区域等の環境保全 ○県立南アルプス巨摩自然公園区域の環境保全、区域の指定継続 ○自然環境保全地域の環境保全（戸川溪谷景観保存地区、利根川自然造成地区）
②豊かな森林資源の保全と活用	■貴重な森林資源の保全 ○「富士川町森林整備計画」に基づく水源涵養林等の保全と適正な維持管理の推進（保安林の指定継続等） ○山地や丘陵地の自然植生、天然記念物等の維持・保全 ○里山の森の保全、林業の振興（特用林産物、間伐材の有効活用等） ■森林とのふれあいの場づくりの推進 ○エコツーリズム、森林セラピー、自然環境学習・体験の場の充実（増穂ふるさと自然塾、県森林総合研究所による森の教室、平林・巻米地区の林業体験活動、野生動植物との共生など健全な森への再生活動等） ○トレイルラン・トレッキングコースの拡充・整備（源氏山周辺等の新たなルート整備、休憩スポット、トイレ等の整備）
③河川や溪谷など潤いある水辺環境の保全と活用	■主要河川、溪谷の水辺環境や水質の維持・保全 ○河川、溪谷の水質汚濁の防止促進と自然環境に配慮した河川整備の推進 ○公共下水道整備の推進、合併浄化槽の普及促進等 ■水辺とのふれあいの場づくりの推進 ○長沢川の親水整備箇所や水辺プラザなど河川の親水空間の活用（水辺の楽校、自然観察・体験学習の場、広場や散策路、自然護岸の整備等） ○大柳川溪谷や妙蓮の滝・不動滝等の水辺空間の活用（遊歩道、親水広場等）
④貴重な動植物の生息環境の保全	■森林や水辺の貴重な動植物の保護、生息環境の維持・保全 ○山地や河川の貴重な動植物の生息環境の維持・保全（櫛形山のアヤマの群生、溪流のヤマセミやイワナ、富士川・笛吹川合流部の渡り鳥の飛来等） ○氷室神社の大杉やクロベ、最勝寺の四季ザクラ、柳川寺のしだれ桜、柳川のイヌガヤの群生等の天然記念物の維持・保全 ○県・周辺自治体、NPO等と連携した南アルプスの貴重な高山植物の保護 ○子どもたちの環境教育や意識啓発の促進 ■自然に配慮した施設整備 ○道路や河川整備等の多自然型工法の活用、生態系に配慮した水路等の整備、ビオトープ空間の創出 ○リニア中央新幹線整備における、生態系や自然環境への配慮についての関係各機関への要請

2) 緑の拠点と水と緑のネットワークづくりを進めます。

本町の豊かな自然環境は、まちの活性化を図る上でも、町民や来訪者が自然に親しみ、憩い・ふれあう場としての活用が求められており、まちづくり住民会議においても、自然を活かした交流の盛んなまちづくりが望まれています。

そのため、緑の拠点づくりや水と緑のネットワークの形成、身近な水辺や緑の保全と活用を図り、彩りと潤いを創出し・結びつけるまちづくりを進めます。

基本方針	施策の方針
① 緑の拠点づくりの推進	■既存の緑の拠点の機能の充実・魅力の向上 ○大法師公園の園路整備、アクセスの向上、さくら祭りの充実等 ○既存の緑の拠点の機能充実・魅力の向上（殿原スポーツ公園、利根川公園、富士川ふれあいスポーツ広場、大柳川やすらぎ水辺公園、不動滝親水公園、大柳川溪流公園） ○自然レクリエーション拠点の機能の充実・魅力の向上（親水公園等） ■新たな緑の拠点づくり ○舟運の歴史文化や親水空間と連携した水辺プラザの観光交流機能の強化 ■身近な公園・広場づくり ○既存の都市公園、広場等の機能の充実 ○住宅地や集落地に不足している公園・広場等の整備の推進 ・都市公園、農村公園、広場の整備 ・まちなかのポケットパークの整備（商店街、主要な公共施設周辺） ・雑木林、遊休農地、水辺空間等を活用した広場づくり
② 水と緑のネットワークづくりの推進	■水と緑の骨格軸の形成 ○主要河川の水辺環境の保全と活用、親水空間の形成（富士川、利根川、戸川、大柳川、畔沢川等） ■水と緑のネットワークづくり ○桜回廊事業の推進 ○主要な拠点や親水空間を結ぶ市街地周辺の緑の風景回廊の創出 ・桜回廊の創出（大法師公園～殿原スポーツ公園～森林総合研究所～菴米の棚田～利根川公園） ・水辺回廊の創出（利根川公園～利根川沿い～富士川沿い～大法師公園） ○主要道路の歩道整備と道路緑化による緑のネットワークづくり ○トレイルラン・トレッキングコース、登山道、溪谷遊歩道、（仮称）ふるさとの散歩道（主要な地域資源を結ぶ散策コース）、富士川サイクリングロード等の充実 ○林道足馴峠線の整備促進
③ 暮らしに身近な水辺や緑の資源の保全と活用	■市街地や集落地の特徴的な緑の保全と活用 ○やまの緑（樹林地）、おかの緑（田園風景）、まちの緑（河川沿いと水田地帯等の市街地の緑、水の緑）の維持・保全 ○景観の骨格となる市街地後背の斜面樹林や里山の保全 ○身近な四季折々の緑の保全と活用（妙法寺のあじさい、天神中條天満宮の菜の花、殿原スポーツ公園や利根川公園の桜等） ○地域の良好な水と緑の資源の保全と活用（蓮久寺、蓮華寺、七面堂等の後背の森や里山、長沢川のほたるの里、八雲池等） ○森林・雑木林の保全と回復、環境学習等の活用促進（森づくり活動など） ■里山の保全と活用 ○荒廃した里山の適切な維持管理、植林活動など地域ぐるみの保全の促進 ■農地や樹園等の緑の保全 ○優良農地の計画的な保全、遊休農地の有効利用の促進 ■その他の身近な水辺と緑の保全と活用 ○文化財、社寺林、鎮守の森等の歴史文化に関わる緑の保全 ○雑木林、屋敷林、地域のシンボルとなる大木・古木等の保全 ○雑排水対策、不法投棄対策、雑草繁茂への対応（身近な河川や水路）

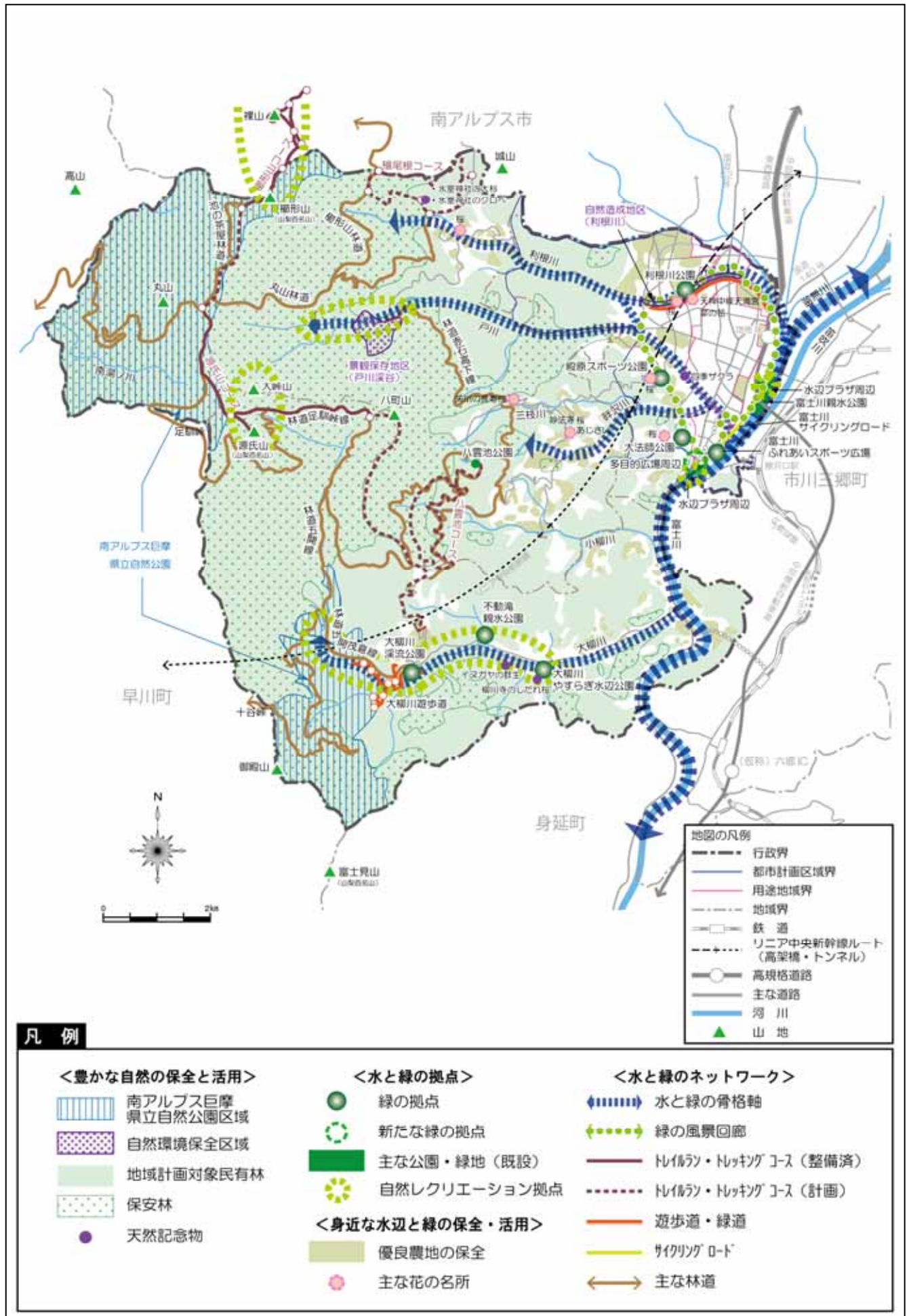
3) 水と緑の潤いと四季折々の彩りが映えるまちづくりを進めます。

本町は、大法師公園の桜に代表されるように、豊かな自然を背景として、四季折々に美しい風景を見ることができます。主な町民意向では、暮らしと自然が共生するまちや地域にふさわしい四季折々の花や樹林を増やすことが求められています。

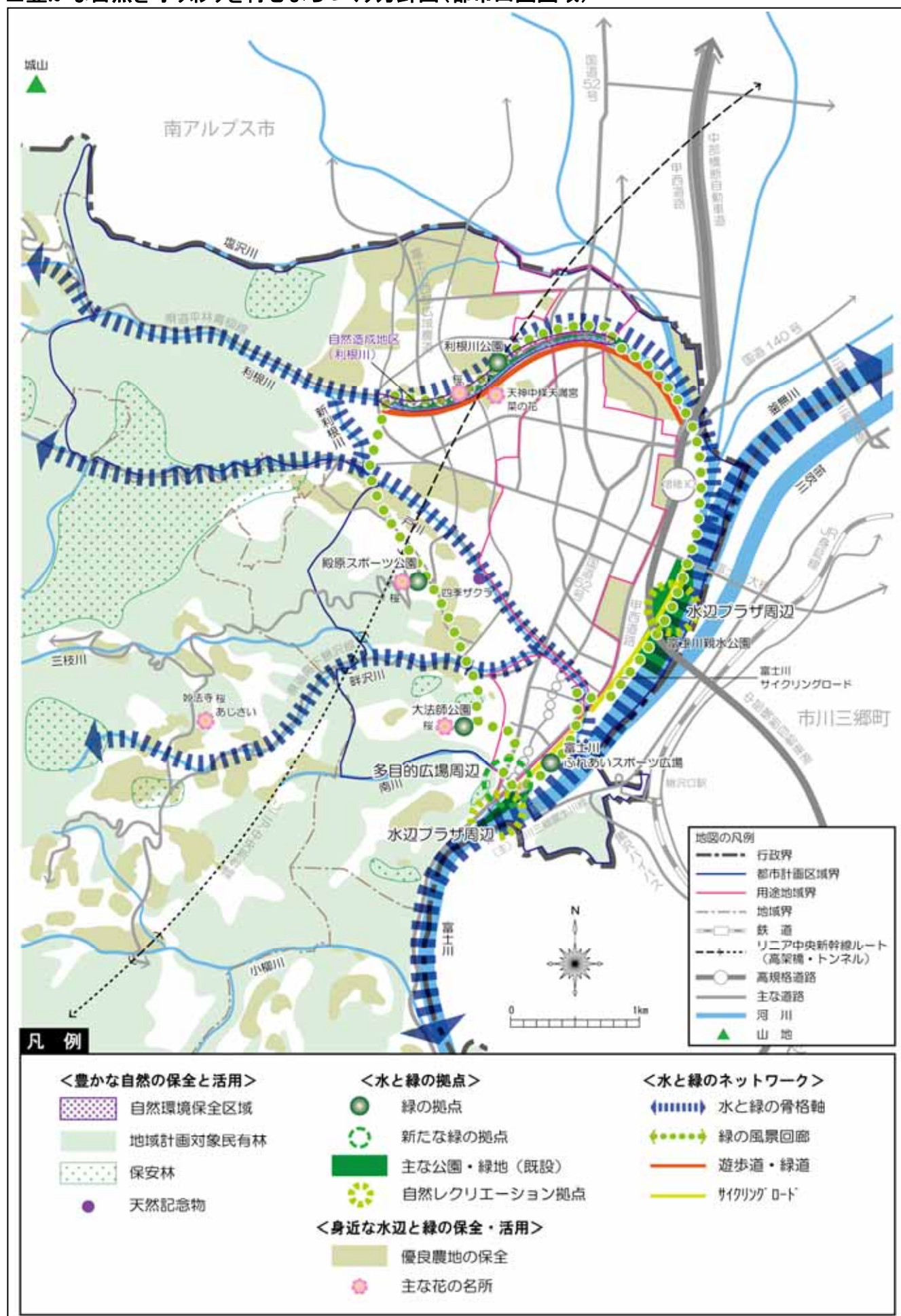
そのため、地域の特性に応じた緑化を推進するとともに、身近な緑や花を愛で育成するなど、町民一人一人の小さな活動から芽吹く、潤いと四季折々の彩りが映える美しいまちづくりを進めます。

基本方針	施策の方針
①地域の特性に応じた緑化の推進	■公共施設の緑化と維持管理の推進 ○主要な公共施設の緑化と維持管理の推進（増穂 IC 周辺、道の駅富士川周辺、主要な観光交流施設、鰍沢口駅前広場、国道 52 号（市街地部）等の主要道路、学校、公園等） ■民有地の緑化と維持管理の促進 ○住宅地、集落地、工業地、商店街、里山や遊休農地等の緑化と維持管理の促進 ■緑化推進地区の検討 ○「（仮称）富士川町緑の基本計画」の策定と併せた重点的に緑化すべき「緑化推進地区」の検討（まちの顔となる中心市街地や地域生活拠点、中心商店街、新たな交流活性化拠点、観光交流拠点等）
②協働による水と緑の潤いと、彩りあるまちづくりの推進	■緑の保全、育成に関する仕組みの充実 ○「（仮称）富士川町緑の基本計画」の策定 ○「生け垣設置助成制度」の充実 ○緑の保全・育成に関する仕組みづくり（緑化推進団体の育成、緑化基金制度、グリーンバンク制度、緑化表彰制度等の新たな制度づくり、町民緑化活動への助成・支援策、相談窓口の充実、各種補助事業の活用等） ■水と緑の普及・啓発活動の推進 ○環境教育の推進（体験活動、森林環境学習、エコツーリズムの推進等） ○緑化イベントの開催（緑化フェア、緑化コンクール、オープンガーデンの普及等） ○緑のPR活動の推進（緑のガイドブック作成、水と緑のサイン整備等） ■住民参加、協働による花と緑に彩られたまちづくり活動の促進 ○「住民参加の森づくり活動」の推進 ○ますほ里山暮らしを学ぶ会やNPO、ボランティア等の既存住民活動の促進による緑の保全と維持管理の促進 ○花いっぱい運動、環境美化活動など地域活動の促進（まちかど花壇の設置等） ○緑に関するルールづくりの推進（緑の協定、緑地協定の活用等） ○ワークショップなど住民参加による公園・広場づくり

■豊かな自然を守り彩りを育むまちづくり方針図(富士川町全体)



■豊かな自然を守り彩りを育むまちづくり方針図(都市田園圏域)



参考 豊かな自然を守り彩りを育むまちづくり方針に関わる主な住民意向

■富士川町まちづくり住民会議

※「地域まちづくり住民プラン」から抜粋

- ・河川等の水辺空間の活用（せせらぎづくり、利根川の緑地や桜並木の緑の回廊づくり）
- ・水辺の活用（八雲池等）
- ・良好な森の活用（七面堂の森）
- ・豊かな自然環境の体験活用（グリーンツーリズムの推進、親と子どもの体験活用、里山と民泊体験、森と山村体験（増穂ふるさと自然塾、ゲストハウス等の活用））
- ・里山の維持・保全と再生
- ・人の手入れが見える地域の環境づくり（山・里山・森の手入れ、維持管理）
- ・「桜回廊・桜ウォーキングロード」の整備（観光スポットの魅力づくり、ビューポイントの整備等）
- ・遊歩道、サイクリングロード、登山道の整備
- ・地域間を結ぶ道づくり（平常時は地域間連絡道、観光ルート、緊急時は迂回路としての活用）
- ・アウトドアグッズのアウトレットモールの整備（トレイルランコースの整備やイベントとの連携）
- ・自然の良さのPR（公害や汚染、音のない静けさ、星空の美しさ） など

■都市計画マスタープラン住民アンケート調査

※「今後のまちづくり施策の方向性」から上位抜粋

- ・富士川、戸川、大柳川溪谷、妙蓮の滝や不動滝などの美しい水辺環境の保全
- ・ホテルや水辺の生態系など、貴重な動植物の生息環境の保全
- ・桜、あじさい、菜の花など、地域にふさわしい四季折々の花や樹林を増やす

■第1次富士川町総合計画フォローアップ

※「地区実行計画」等から全体構想に関わる提案を抜粋

■地区実行計画

- ・大法師公園への四季の花の植栽
- ・花づくりから取り組む環境整備
- ・かじかがえるの復活
- ・計画的な下草刈り、間伐の実施
- ・河川清掃・維持管理 など



・山峡を流れる富士川



・大柳川と御殿山

6 . 地域に住み続けられる防災まちづくり方針

防 災

(1) 基本方針

▶水害や地震などの災害から町民の生命と財産を守り、地域に住み続けられる防災まちづくりを進めます。

東日本大震災以降、人々の安心・安全への意識は高まり、改めて自然災害の怖さと、災害に対していかに日常的な備えが重要であるかを考えさせられることになりました。

本町は、度々の水害や土砂災害に悩まされてきた経緯があり、まちづくり住民会議やアンケート調査においても、防災に対する町民の意識は非常に高いものとなっています。

また、近年は雪害への対応も求められており、冬季の生活の安全性が確保された雪に強いまちづくりも必要となっています。

洪水や地震などの自然災害から、生命と財産を守り、安心してふるさとに住み続けることができるよう、災害に強いまちづくりを推進します。



・十谷集落の地滑り防止対策

■地域に住み続けられる防災まちづくり方針の体系

1) 水害やがけ崩れなどに対する安全対策を強化します。

①水害等に対する安全対策の強化

②がけ崩れや土砂災害等に対する安全対策の強化

③中山間地域の孤立化を回避する防災対策の強化

2) 町民の安全を守る、防災まちづくりを推進します。

①防災拠点・避難場所等の充実・強化

②防災関連施設の整備充実

③緊急輸送道路、避難路等の機能強化

④木造密集住宅地の環境改善

⑤建築物の耐震化の促進

3) まち全体、地域ぐるみによる防災体制の強化を図ります。

①防災体制の強化

②町民の防災意識の向上

③地域の自主防災組織・活動の育成強化

(2) 地域に住み続けられる防災まちづくり方針

1) 水害やがけ崩れなどに対する安全対策を強化します。

本町は、西側一帯が巨摩山地の山々が連なる急峻な地形から、北東部は富士川沖積地氾濫原地帯に位置し、度々の水害や土砂災害に悩まされてきた経緯があります。また、富士川沿いに糸魚川・静岡構造線が南北に縦断し、地震などの自然災害の影響を受けやすい地理的・地質的特性があります。

そのため、富士川の治水安全対策や水害の危険性のある河川の改修を促進するとともに、山間地域のがけ崩れの危険性の高い箇所の安全対策の強化など、自然災害への防災・減災対策を強化していきます。

基本方針	施策の方針
①水害等に対する安全対策の強化	■河川防災ステーション整備の促進 ○国との連携による富士川の洪水等に対する災害対策基地の整備、水防対策の強化（水防センター、災害復旧資材の備蓄倉庫等） ■富士川沿い等の低地部の内水氾濫対策の推進 ○高い保水力を持つ水田など農地の計画的な保全 ○浸水想定区域への雨水排水管渠の整備、排水ポンプ場の整備（青柳、長澤排水機場の改修整備） ○開発に伴う洪水調節池や雨水調整池の設置等による雨水流出量の抑制 ○雨水流出抑制等による内水氾濫対策の強化（緑化、各戸の雨水貯留施設や浸透枳の設置等による流出抑制の促進等） ○上流市町や流域全体での土地利用調整・協力体制による流出抑制の促進 ■主要な河川の治水安全対策の強化 ○富士川、利根川、戸川など重要水防区域の堤防強化（国や県に要請）、水害の危険性のある河川改修の促進 ○新利根川の治水安全対策の強化 ○東川の河道拡幅 ■液状化現象の危険性の高い地区での液状化対策、建築物の液状化対策工法導入の推進 ■その他の安全対策の推進 ○「富士川町土砂災害ハザードマップ（洪水避難地図）」の周知 ○水害危険性が想定される地域におけるハザード情報の積極的な公開、宅地化の抑制、治水計画と連携した土地利用の規制・誘導に基づく防災対策の推進 ○国・県との連携による公共施設等への災害時の避難を促す表示板等の設置 ○防災行政無線デジタル化と併せた雨量計設置による監視強化、災害情報伝達の迅速化
②がけ崩れや土砂災害等に対する安全対策の強化	■がけ崩れや土砂災害等の自然災害未然防止に向けた安全対策の強化 ○「富士川町土砂災害ハザードマップ」の周知 ○治山事業・砂防事業連携による水源涵養に資する災害に強い森林づくりの促進、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域指定の町民への周知徹底、適切な安全対策の促進など ■危険区域に対する安全対策の推進 ○急傾斜地崩壊危険区域、土石流危険区域、崩壊土砂流出危険地区等における安全対策の推進 ○土砂災害危険地域への防災無線施設整備の拡充（個別受信機設置検討等）
③中山間地域の孤立化を回避する防災対策の強化	■主要道路の防災安全性の強化 ○県道平林青柳線、県道高下鵜沢線、県道十谷鬼島線、主要林道の防災安全性の強化 ■災害時における迂回路、ヘリポート等の整備・充実 ○災害時孤立集落対策に向けた中山間地域連携軸の機能強化、迂回路の確保（既存林道の拡幅・改良等による町内三筋の南北の連絡強化） ○集落内生活道路や林道を活用した東西の迂回路の確保と機能強化 ○ヘリポートの整備・充実

2) 町民の安全を守る、防災まちづくりを推進します。

市街地や集落地の災害安全性の向上を図るため、防災拠点や避難所の充実と強化、防災施設や避難路の充実、耐震化の促進など、環境改善等による防災性の向上と防災機能の充実・強化を推進し、地域に住み続けることのできる安全・安心なまちづくりを推進します。

基本方針	施策の方針
① 防災拠点・避難場所等の充実・強化	■ 広域的な防災拠点の整備 ○ 災害対策基地となる河川防災ステーション周辺の整備促進（災害時の物資供給拠点となる道の駅富士川、緊急輸送道路の機能強化等） ■ 主要な防災拠点の機能強化 ○ 町全体の防災拠点を担う町役場、地域防災センター機能を担う分庁舎、シビックコア地区、地域生活拠点周辺等の機能強化 ■ 指定避難場所（避難所・避難地）の機能の充実 ○ 富士川町地域防災計画に基づく避難所等の機能充実（指定避難所 78 ヶ所、指定避難地 117 ヶ所） ○ 避難所の機能充実 ・ 建物の耐震性の強化、備蓄倉庫の充実、飲料水兼用耐震性貯水槽の設置、誘導標示板の充実など ・ 災害時要援護者専用スペースの確保（高齢者・障がい者・乳幼児・けが・病人などの災害時要援護者） ・ 災害時要援護者用避難所（福祉避難所）の開設検討 ○ 避難地の機能充実 ・ 耐震性貯水槽、資機材倉庫の整備推進、災害協定の締結促進（流通備蓄等）、誘導標示板の充実など ○ 災害時の危険性が予想される指定避難所の見直し、再編検討
② 防災関連施設の整備充実	■ 防災資機材の整備充実 ○ 耐震性貯水槽（飲料水兼用）、消火栓等の整備推進 ○ 防災行政無線による情報連絡体制、災害時の情報基盤整備の充実・強化 ■ 老朽化した橋梁の補修・補強・架け替え ○ 橋梁長寿命化計画に基づく橋梁の適切な補修・補強・架け替え ■ ライフラインの安全性の確保 ○ 液状化対策を含めた上下水道、電気、電話、都市ガス等の安全対策 ■ 緊急ヘリコプター発着所の整備充実（17 ヶ所）
③ 緊急輸送道路、避難路等の機能強化	■ 緊急輸送道路の機能強化 ○ 「山梨県緊急輸送道路ネットワーク計画」に定められている緊急輸送道路（国・県道）の機能強化とこれらにアクセスする主要道路の強化 ■ 主要な避難ルート等の機能強化 ○ 災害時の避難路や救援救急活動のルートとなる主要な道路、延焼遮断機能を有する道路の機能強化
④ 木造密集住宅地の環境改善	○ 防災面や通行上支障のある生活道路の改善（狭あい道路、行き止まり道路等） ○ 消防活動困難区域の解消、避難ルートの確保 ○ 老朽木造住宅の建て替え、建築物の不燃化促進 ○ 倒壊の恐れのあるブロック塀等の改善
⑤ 建築物の耐震化の促進	■ 公共施設の耐震化 ○ 防災拠点である庁舎の耐震化に伴う建設検討 ○ 耐震診断の実施など ■ 建築物の耐震化の促進 ○ 「富士川町耐震改修促進計画」に基づく耐震診断、耐震改修の推進（一部補助、事業のPR、普及啓発）

3) まち全体、地域ぐるみによる防災体制の強化を図ります。

本町は、区など地域のコミュニティが緊密であり、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自助共助の地域の結束力も高いものがあります。

協働による防災まちづくりに際しては、防災意識の向上と災害リスクに対する理解を深めるとともに、地域住民と町が一体となった地域防災体制の強化を促進します。

基本方針	施策の方針
①防災体制の強化	■「富士川町地域防災計画」に基づく全町的な防災体制の強化、地域住民が主体となった防災体制づくりの促進 ■災害時の連携体制の強化 ○国・県と連携した治水・治山・砂防対策、豪雪時など災害時の連携体制の強化 ○消防署・消防団、警察署、関係医療機関などの連携強化 ○地域支援員（地域自主防災職員）の充実・強化 ○地区による災害時要援護者対策の取り組み促進、「災害者支援カード」の周知・充実 ■救急医療体制の強化 ○峡南医療センター富士川病院など地域医療施設と連携した救急医療体制の確立、消防署の救急体制の強化 ■災害時行動マニュアルの作成と周知 ○災害時における町民の安全な行動を促す「災害時行動マニュアル」、「災害時要援護者支援マニュアル」の作成と周知
②町民の防災意識の向上	○「富士川町土砂災害ハザードマップ（土砂災害・洪水避難地図）」の周知徹底、自然災害に対する積極的な情報公開の推進（山梨県東海地震による液状化危険度マップ等） ○防災訓練の充実・強化 ○地域や住民協働による除雪体制の強化 ○地域住民による避難ルートの再確認と、住民参加による地域単位の防災マップづくりの促進
③地域の自主防災組織・活動の育成強化	○既存の自主防災組織の育成・強化（消防団の担い手の育成・強化等） ○災害ボランティア活動の充実（アマチュア無線災害ボランティア等） ○「防災援助協定」の充実、NPOや企業等との連携 ○災害時に対応した組や地域コミュニティへの参加の励行、災害ボランティアの育成

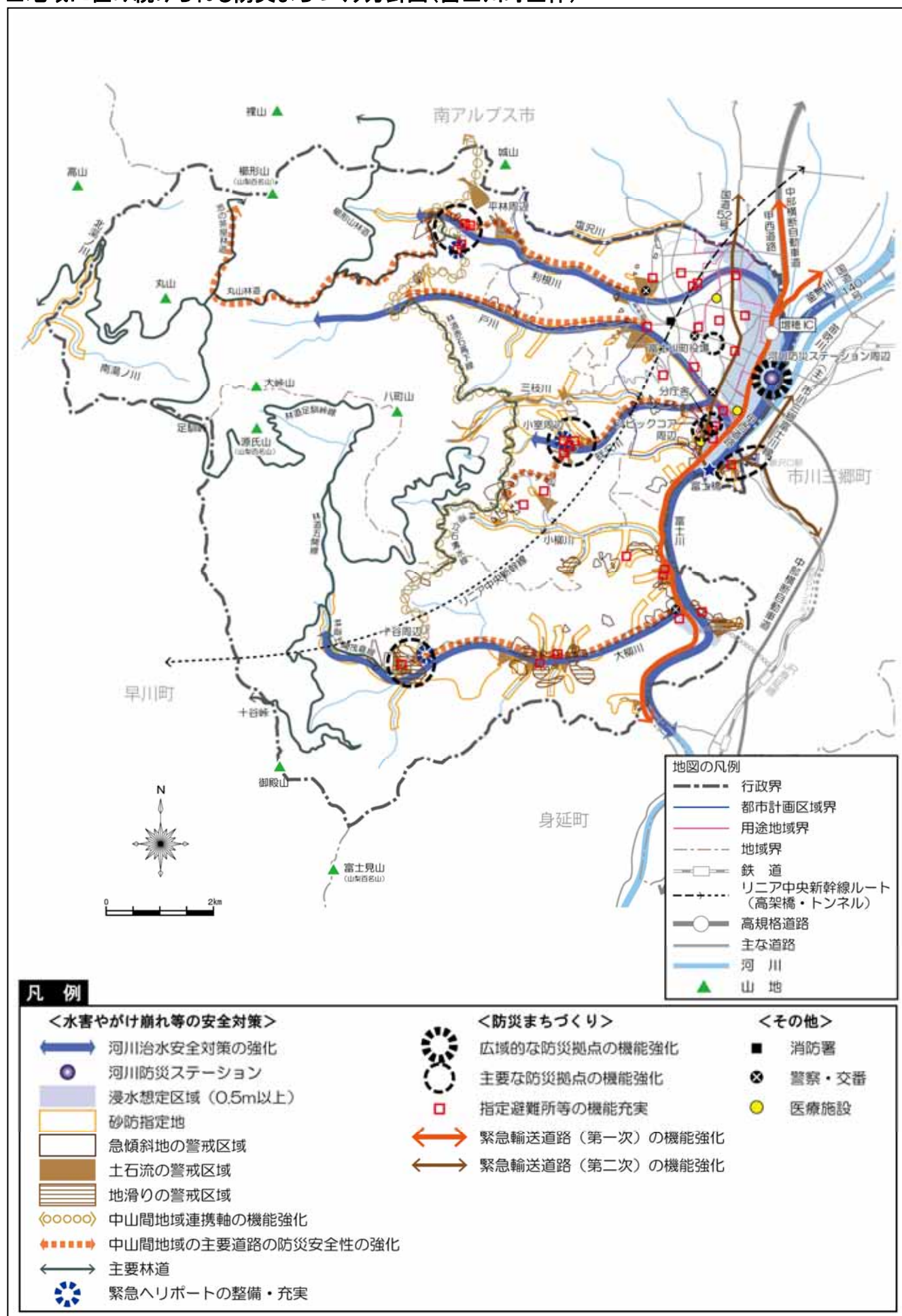


・小室に整備されたヘリポート

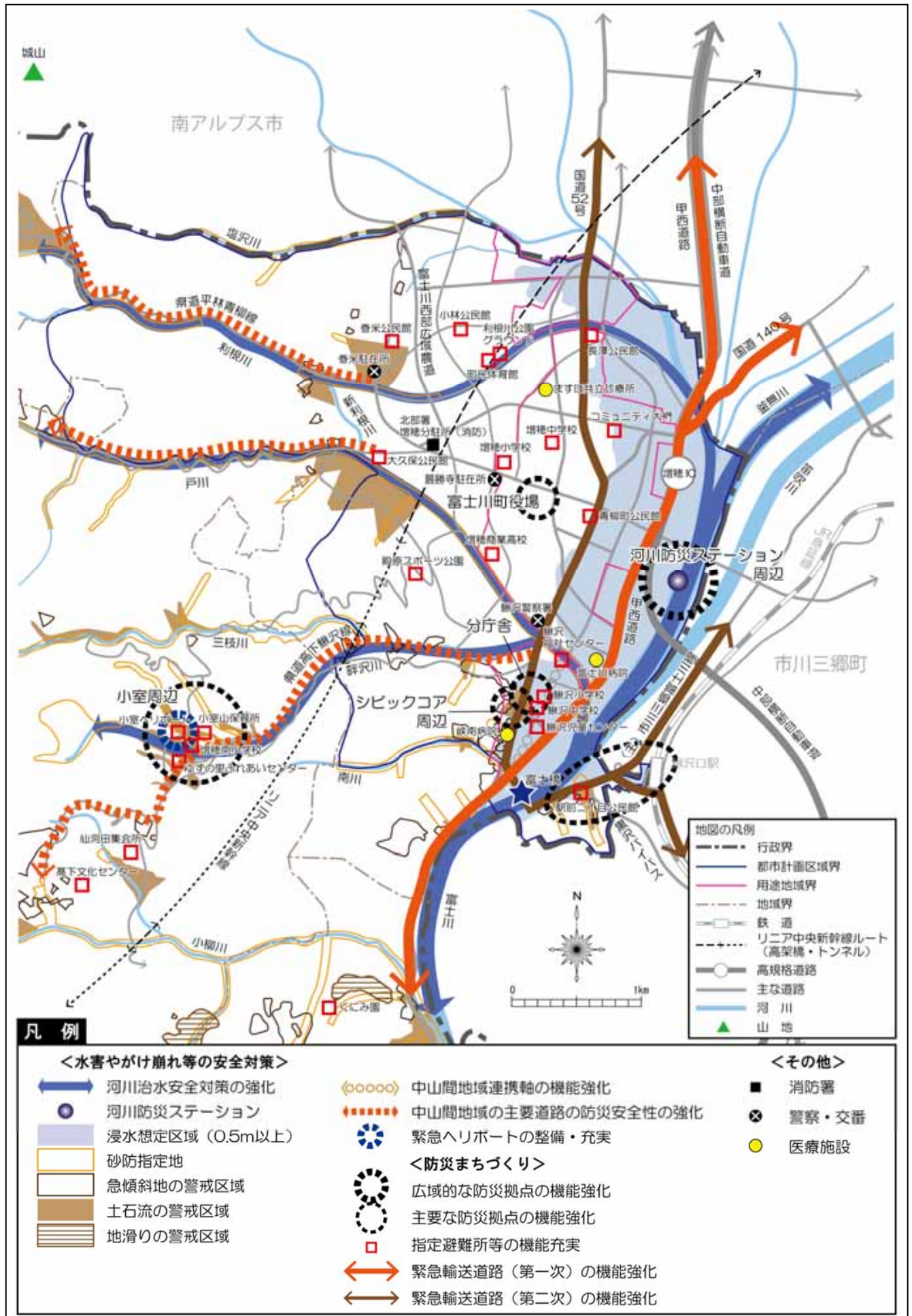


・富士川町消防団出初式

■地域に住み続けられる防災まちづくり方針図(富士川町全体)



■地域に住み続けられる防災まちづくり方針図(都市田園圏域)



参考 防災まちづくり方針に関わる主な住民意向

■富士川町まちづくり住民会議

※「地域まちづくり住民プラン」から抜粋

- ・水害対策の促進（新利根川周辺（天井川）および利根川・戸川上流域の治水安全性の強化、市街地周辺の浸水エリア、禹之瀬の拡幅改善）
- ・土砂災害対策の推進（降雨時にも通行できる道路の改善整備（町内三筋の県道等）、土砂崩れ、土砂ダムによる集落水没リスクへの対策等）
- ・地滑り対策
- ・密集市街地の防災対策の強化（青柳や鰯沢周辺の老朽木造密集市街地）
- ・建物や施設の耐震化等の地震対策
- ・中山間地域の孤立を防ぐ災害時の迂回路の確保（丸山林道の拡幅整備、県道の代替道路として林道を活用した東西アクセス道路、既存林道を活用した外環状道路の整備）
- ・災害時の孤立集落対策（ヘリポートの整備、備蓄等）
- ・地域を見渡す「物見場（望楼）」の検討
- ・災害時の情報基盤整備（防災無線、ラジオ、携帯電話等）
- ・危険箇所等の周知、防災意識の向上（災害マップの活用等）
- ・若者など組や地域コミュニティへの参加の促進（災害時への対応等）など

■都市計画マスタープラン住民アンケート調査

※「今後のまちづくり施策の方向性」から上位抜粋

- ・地震や水害などの自然災害対策の強化
- ・地域医療施設と連携した救急医療体制の整備
- ・災害時の避難場所や備蓄倉庫の整備

■第1次富士川町総合計画フォローアップ

※「地区実行計画」等から全体構想に関わる提案を抜粋

■町民対話集会 ー地域の課題・解決策ー

- ・防災に強いまちづくり
- ・防災を兼ねた水源づくり

■地区実行計画

- ・河川土手の補強整備
- ・災害時に向けた道路の確保
- ・防災施設整備による安心まちづくり（防災備蓄倉庫、飲料水の確保）
- ・災害に備えた体制の充実
- ・地域の防災組織の充実（高齢者の消防活動、消防団サポーター組織の形成）
- ・地区防災の取り組み強化（公民館の活用、防災訓練の充実、自主防災の強化、活動への助成）
- ・地震対策の助成制度のPR など

7. 安心・快適な暮らしの環境づくり方針

生活環境・福祉

(1) 基本方針

▶人や環境にやさしく、高齢者や子どもたちなど誰もが快適に、安心して暮らすことのできる、身近な暮らしの環境づくりを進めます。

住民が安心・快適に暮らせ、様々な活動を行っていくためには、暮らしの基盤整備を充実するとともに、本格的な少子高齢化社会に対応し、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進することが必要です。

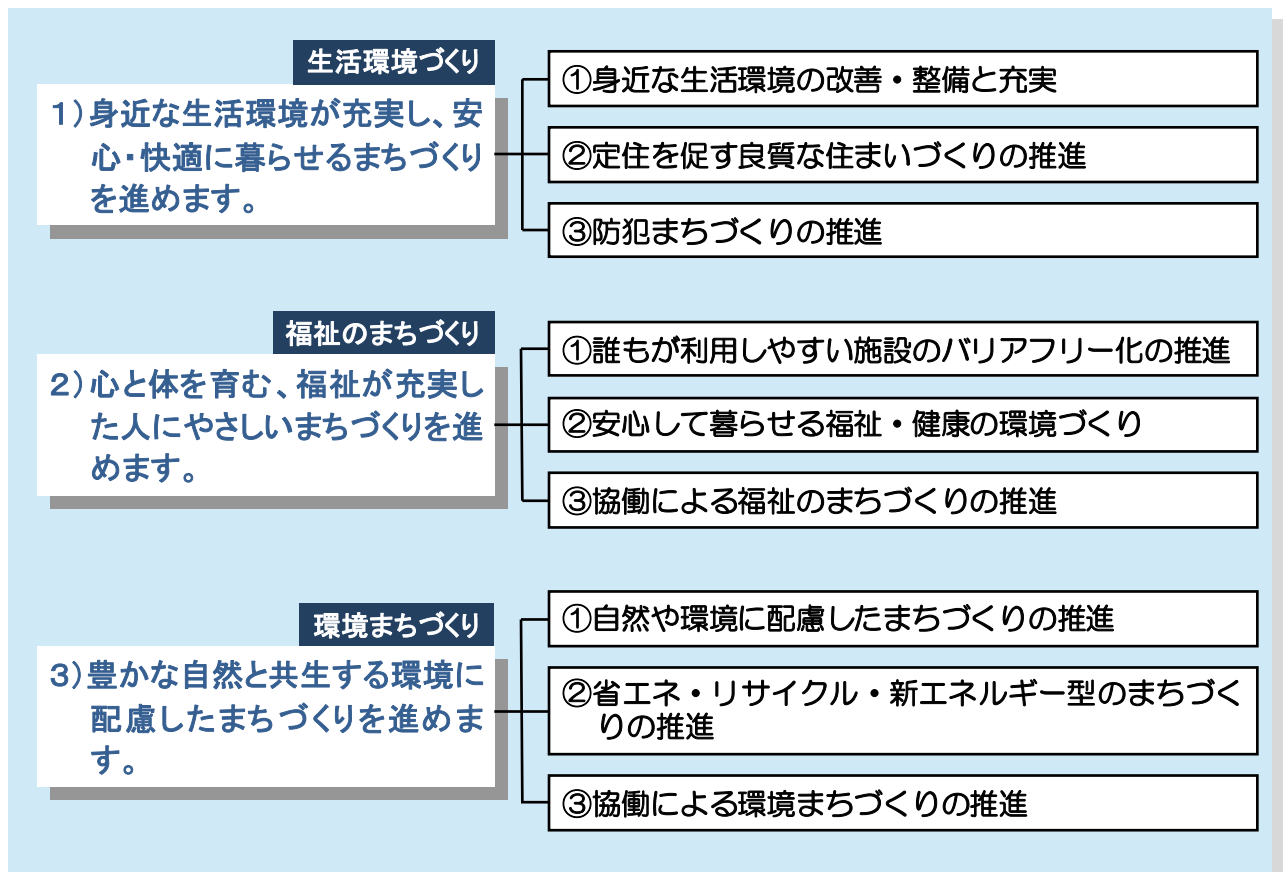
また、本町の豊かな環境を損なうことのないよう、限りある資源を守り、一人一人ができることから環境に配慮をすることも大切です。

個々の暮らしを守り、支え合いながら、富士川町に住むことを楽しみ、毎日を生き活きと快適に、安心して暮らすことのできる、身近な暮らしの環境づくりを推進します。



・ふれあいの郷まほらの湯

■安心・快適な暮らしの環境づくり方針の体系



(2) 安心・快適な暮らしの環境づくり方針

生活環境づくり

1) 身近な生活環境が充実し、安心・快適に暮らせるまちづくりを進めます。

住民が安心して快適な暮らしを続けていくためには、身近な生活基盤整備をはじめ、暮らしの質や真の住み良さに応えるまちづくりが必要です。

そのため、まちの安全性、利便性、快適性を高め、地域の特性を踏まえた住環境づくりを進めるとともに、定住促進のための支援策の充実等を図ります。

基本方針	施策の方針	
① 身近な生活環境の改善・整備と充実	i) 生活基盤の整備・充実	■市街地や集落地内の生活道路の改善整備 ○市街地内の生活道路網の改善・整備（緊急車両の円滑な通行、消火緊急活動困難区域の解消等） ○集落地内の生活道路網の改善・整備（通過交通を排除した防災性、交通安全性の向上に配慮した生活道路網の整備） ○狭あい道路や行き止まり道路の改善・整備 ○歩いて楽しいみちづくり（中心商店街、主要河川沿い、主要な公共施設周辺など） ■身近な公園・広場、緑地の整備・充実 ○公園の不足する地域における整備推進、総合スポーツ広場など体育施設の充実、ポケットパークの整備等 ■下水道等の整備推進 ○公共下水道事業の推進（市街地および周辺） ・流域下水道計画の適切な見直し ・市街地整備や郊外の宅地化が進行する地域、土地区画整理事業地区等の下水道整備の推進 ・市街地低地部の下水道施設の耐震化の推進 ・整備後の本管への接続の促進 ○農業集落排水事業の推進、合併処理浄化槽の普及促進 ■上水道施設の整備推進 ○安定的な生活用水の確保と管理体制の強化、水需要増加に対応した水源の確保、配水施設の老朽化対策等 ■その他河川・水路の整備 ■情報ネットワークの整備、活用 ○超高速ブロードバンド網整備の充実等による地域間情報格差の是正
	ii) 交通安全対策の推進	■幹線道路等の交通安全対策の強化 ○幹線道路等の歩道の整備、路側帯等歩行空間の確保（国道52号（市街地部）、（都）青柳長沢線、（都）青柳横通り線等） ■通学路等の交通安全対策の強化 ○歩道・路側帯の確保、スクールゾーンの設置、車の走行速度の抑制、街路灯整備等（通学路緊急合同点検結果の活用） ■主要交差点の改善・整備 ○危険性の高い交差点の改良整備（信号機・ミラー設等） ○富士川西部広域農道等への信号機の適切な設置 ■交通安全施設の整備充実 ○信号機、交通標識、カーブミラー、ガードパイプの設置等 ■居住エリアへの通過交通の抑制策の検討 ○適正な交通規制の導入検討、快適な歩行空間の確保（あんしん歩行エリアの導入検討等）

基本方針	施策の方針	
	iii) 生活利便施設の整備・充実	■教育施設の改善・機能充実 ○通学環境や適正規模・配置を考慮した学校統廃合の検討 ○旧五開小学校の地域振興に資する有効活用 ○教育施設の改築・耐震化 ○余裕教室等のコミュニティ利用の促進 ■生活利便施設等の改善・整備 ○新庁舎の建設に向けた検討 ○老朽化した公民館、集会所等の改築・改修 ○図書館など生涯学習施設の整備・充実 ○スポーツ公園等の体育施設の充実 ○児童館の整備検討、保育所統廃合の検討、子育て支援センター、世代間交流施設の充実 ○公共施設の有効活用、再編の検討（機能が関連する公共施設の集約・統合化、個々の施設の連携強化等）
	iv) 良好な生活環境の維持・向上	■大規模事業に伴う環境影響対策の検討 ○リニア中央新幹線や中部横断自動車道の整備に伴う環境影響対策の継続的な検討と実施（水資源枯渇対策、動植物の生態系の保全対策、高架橋整備による景観対策、コミュニティや暮らし、地域環境の分断等への対応等）
②定住を促す良質な住まいるの推進	■まちなか居住の促進 ○用途地域内の計画的な市街地整備の促進と定住促進 ○町営住宅等の既存インフラの有効活用による定住促進 ■良質な住宅地の供給 ○山王土地区画整理事業地区や中心市街地周辺における良質な住宅地の形成 ○低未利用地の生活基盤整備、計画的な宅地化誘導による住宅建設の促進 ■中山間地域の過疎対策の推進 ○中山間地域の過疎対策の推進（公営住宅長寿命化計画に基づく住宅ストックの有効活用、町有地や遊休農地、空き家の有効活用等） ■良質な公的住宅の供給 ○「富士川町住宅長寿命化計画」に基づく計画的な改善・整備の推進 ・適正な維持・管理、改修、建替え、用途転換、民間住宅への移行の推進等 ・バリアフリー化、耐震化、UJターン、ファミリー層や若年層をひきつける低廉かつ良質な住宅・住戸の供給等 ■低廉かつ魅力ある住まいるの推進 ○高齢者対応住宅の普及（高齢者向け優良賃貸住宅制度の活用、ケア付住宅等） ○新たな民間共同住宅の供給促進（コーポラティブハウス、コレクティブハウス等） ○多様化するライフスタイルに対応した魅力ある住まいるの推進（田舎暮らし（2地域居住）、環境に配慮した住宅・別荘地、菜園付住宅、空き家活用のファームステイ等） ■定住促進への支援充実 ○情報提供・相談体制の充実（空き家バンク制度、相談窓口の充実等） ○支援・助成制度の充実と活用（2地域居住等の定住促進に向けた支援策の充実、新築・リフォーム等に関する国・県等の支援・助成制度の活用等）	
③防犯まちづくりの推進	■街路灯・防犯灯の設置充実 ■地域住民と連携した防犯対策の促進 ○小学校の防犯訓練・防犯教室の充実 ○スクールガード事業の充実・強化、地域防犯パトロール活動の促進 ○ヒヤリハット・マップの作成、地域住民による挨拶の励行など	

福祉のまちづくり

2) 心と体を育む、福祉が充実した人にやさしいまちづくりを進めます。

本町は、山梨県下でも高齢化率が高く、近年は、人口減少や少子高齢化による集落の維持やまち全体の活力の低下が懸念されています。町民意向においても、福祉や保健・医療の充実が特に望まれており、本格的な少子高齢社会に対して、福祉施策や地域医療、社会保障等、住民がどこにいてもどんな状況でも、これらを楽しみ、安心して暮らすことのできるまちづくりが必要となっています。

そのため、地域コミュニティの緊密さを大切に維持しながら、誰もが地域社会の一員として心身ともに助け合い、支え合い、心豊かに暮らしていく福祉が充実した人にやさしいまちづくりを推進します。

基本方針	施策の方針
①誰もが利用しやすい施設のバリアフリー化の推進	■公共交通のバリアフリー化 ○鰍沢口駅のバリアフリー化の促進（券売機や音声・案内表示等） ○コミュニティバス、デマンド交通の充実とバリアフリー化の推進 ○低床バス導入、主要なバス停留所のバリアフリー化などバスの利便性向上 ■道路・歩行者空間のバリアフリー化 ○主要な道路・歩行空間のバリアフリー化（歩道整備・段差の解消、視覚障害者誘導ブロック、音声式信号機設置等） ○安全で快適な歩行空間確保のための電線類地中化の検討 ○車利用から主要施設への移動円滑化を図る障害者用駐車場の整備・充実 ■主要な公共公益施設のバリアフリー化 ○公共施設のバリアフリー化（公園・緑地、行政文化施設、福祉施設など） ○主要な民間建築物のバリアフリー化（観光交流施設、大型店舗、病院、銀行等の「バリアフリー新法」に基づく施設のバリアフリー化の促進） ■重点的なバリアフリー整備の推進 ○「（仮称）富士川町バリアフリー基本構想」の策定検討、多くの町民や来訪者が利用する、道の駅富士川等の観光交流拠点や地域生活拠点など主要拠点周辺の「バリアフリー推進ゾーン」への位置づけと整備の検討 ■ユニバーサルデザインの推進 ○「やまなしユニバーサルデザイン基本指針」（山梨県）に基づく、主要な公共施設のユニバーサルデザインの導入推進
②安心して暮らせる福祉・健康の環境づくり	i) 高齢者・障害者等に配慮したまちづくりの推進 ■「富士川町地域福祉計画」に基づく福祉のまちづくりの推進 ■高齢者福祉施設・福祉サービスの充実 ○既存の福祉施設の機能充実 ○介護サービス、在宅支援・自立支援等の充実 ■高齢者等に配慮した住まいづくりの推進 ○高齢者等に対応した町営住宅の供給、リフォームなど住宅のバリアフリー化への支援、グループホームの整備等 ■安否確認システムの確立 ○緊急通報体制等整備事業の推進（ふれあいペンダント等） ■高齢者等の生きがいづくり・社会参加の促進 ○生きがい活動支援通所事業の充実 ○ふれあいいきいきサロン、生涯学習活動の充実、老人クラブ、シルバー人材センターの活動支援等

基本方針	施策の方針	
	ii) 地域で子どもたちを育むまちづくりの推進	■「富士川町次世代育成支援行動計画」に基づく子育て支援の充実 ■子育て環境の整備・充実 ○「ファミリーサポートセンター事業」の充実 ○保育所、学童保育、児童館等の機能充実（保育所統廃合の検討） ○子育て支援ガイドブックの普及、子ども医療費無料化の充実等 ■学校教育・地域教育の充実 ○小中学校の施設・整備の充実 ○学校と連携したコミュニティスクールの充実 ○学校間交流事業、食育活動の推進 ○地域のコミュニティ拠点としての学校の活用 ○世代間交流の機会と場づくり（空き教室、空き家・空き店舗等を活用したふれあいサロンづくり等）
	iii) 健康まちづくりの推進	■「（仮称）富士川町健康増進計画」の策定と推進 ■健康増進事業・健康まちづくりの推進 ○総合的・効率的な保健・医療・福祉事業の拠点となる「ふれあいの郷」の機能充実（まほらの湯、地域健康福祉センター、保健福祉支援センター周辺） ○病院と連携した健康プログラムの推進（病気の予防・健康づくり教室の開催、ウォーキング等の健康づくり機会の充実） ○地産地消、食育の推進
	iv) 地域医療の充実	■医療体制の充実 ○主要医療機関の連携（峡南医療センター富士川病院、峡南医療センター市川三郷病院、峡南病院）による救急医療・広域医療体制の充実 ○主要医療機関を結ぶ公共交通網（バス路線）の充実
③協働による福祉のまちづくりの推進	■福祉のまちづくりに向けた取り組み、推進体制の強化 ○相談窓口と庁内推進体制の充実、福祉活動への支援充実 ○「人にやさしいまちづくり事業」制度の活用 ○福祉のまちづくりに関する指針づくり（福祉のまちづくりハンドブックの作成等） ■協働による福祉のまちづくりの推進 ○既存組織等を活用した福祉ネットワークづくり（社会福祉協議会、NPO、福祉ボランティア団体等の連携強化） ○地域ぐるみ・区単位の高齢者等の見守り、安否確認、サポート体制の強化 ○住民の意識啓発と向上（福祉マップの作成など）	

環境まちづくり

3) 豊かな自然と共生する環境に配慮したまちづくりを進めます。

豊かな環境を享受し、快適で潤いある暮らしを維持していくためには、限りある資源を大切にする循環型社会を構築していく必要があります。

そのため、次のような施策に取り組み、豊かな環境を損なうことのないよう、一人一人ができることから動き、呼びかけ、郷土の豊かな自然と共生する環境に配慮したまちづくりを推進します。

基本方針	施策の方針
① 自然や環境に配慮したまちづくりの推進	■ 森林や水環境の保全 ○「富士川町森林整備計画」に基づく、水資源涵養の役割を果たす森林の保全と適正な維持管理の推進 ○河川・水路の水環境の保全、水質汚濁の防止（下水道整備、生活排水対策の推進等） ○河川や山林へのごみ不法投棄防止対策の推進（監視パトロールの強化、啓発活動の促進、改善指導の強化、警告看板、防護柵の設置等） ■ 自然や生態系に配慮した施設整備の推進 ○エコロードの整備（けものみちの確保や法面緑化等）、河川や水路の自然護岸、多自然型工法（魚道確保、ワンド整備等）の導入促進 ○リニア中央新幹線整備に伴う環境影響対策の継続的な検討と実施（水環境・土壌環境、大気汚染対策、動植物の生態系の保全対策等） ■ 自然環境に配慮した生活環境づくりの促進 ○大気汚染の防止（大気汚染物質の排出抑制、自動車排出ガス対策等） ○公害防止対策の推進（騒音・振動・悪臭・水質汚濁等） ○環境に配慮した交通環境対策の推進（甲西道路の環境美化と騒音対策、道路整備促進による交通渋滞の緩和、公共交通の利用促進等） ■ 環境保全型農業の促進 ○環境保全型農業の促進（有機農業や減農薬農業、農業廃棄物等の適正な処理、リサイクルの促進、良質堆肥利用の促進等） ○環境保全型農業への支援策の充実（エコファーマー制度の活用、環境保全型農業技術の導入促進、有機農産物等の生産体制確立への支援等）
② 省エネ・リサイクル・新エネルギー型のまちづくりの推進	■ ごみの減量化とリサイクルの推進 ○広域的なごみ処理体制の充実（中巨摩地区広域事務組合清掃センターの機能強化） ○ごみの分別の徹底と再資源化の推進（資源ごみのリサイクルの推進、リサイクルステーションの設置・充実・適正管理の推進） ○資源ごみ収集システム・処理体制の強化 ■ 新エネルギー・クリーンエネルギーの活用促進 ○クリーンエネルギー活用の推進（公用車のクリーンエネルギー導入など） ○バイオマスエネルギーの活用推進（バイオディーゼル燃料、木質系バイオマスのチップ化、生ごみの減量化・堆肥化、廃食油のBDF化等） ○太陽光発電システム設置の普及促進（学校校舎への設置等）、太陽熱温水器設置への補助の普及 ○小水力発電の取り組みの検討（水車の活用等） ■ 地域環境や景観に配慮したエコエネルギー施設の立地誘導 ○届出制度の導入等を前提とした太陽光発電施設等の立地の誘導 ■ 地球温暖化防止に向けた取り組みの推進 ○「地球温暖化対策実行計画（区域編）」に基づく温室効果ガス排出の抑制（主要公共施設の温室効果ガスの削減等）

基本方針	施策の方針
③協働による環境まちづくりの推進	■循環型社会の構築に向けた取り組みの推進 ○「(仮称) 富士川町環境基本計画」の策定検討 ○環境に関わる既存施策との連携（「地球温暖化対策実行計画（区域編）」、「一般廃棄物処理基本計画」等） ○富士川町地球温暖化対策実行計画に基づく環境保全率先推進委員会の設置、環境保全率先行動計画の点検と公表 ○循環型社会構築に向けた仕組みづくり（庁内推進体制の強化、環境ボランティアなど活動団体への支援、人材育成、新エネルギー活用に対する助成制度の充実（「富士川町住宅用太陽光発電設置費補助金」）等） ■協働による環境保全・省エネ・リサイクル活動の推進 ○住民参加による環境保全活動の促進（里山の保全・回復、遊休農地の再利用、森林荒廃地への植樹活動、アダプトプログラムによる街路樹の維持管理等） ○全町規模の4R運動*の普及促進（抑制、削減、再利用、再生）、リユース食器導入促進事業等 ○環境に対する意識啓発の推進 ・環境学習の推進（増穂中学校の子ども環境教育プログラムの国際認定取得の周知・啓発、エネルギー環境学習教室の開催等） ・富士川町地球温暖化対策地域協議会（エコふじかわ）の活動促進（第一保育所共同発電所「ピカリコNo.1」のPR、町民への地域通貨としての還元等） ・環境に関わる情報提供・意識啓発（環境ガイドブックの作成、ホームページの活用等） ○住民・企業協働による町内一斉美化活動の促進、啓発活動の充実（美化意識・マナーの徹底等）

注）＊ 4R運動：「Refuse（リフューズ）：やめる、発生源から断つ」、「Reduce（リデュース）：削減、無駄遣いを減らす」、「Reuse（リユース）：再利用」、「Recycle（リサイクル）：再生、再資源化する」の4つの頭文字（R）をとったごみ減量のための運動。

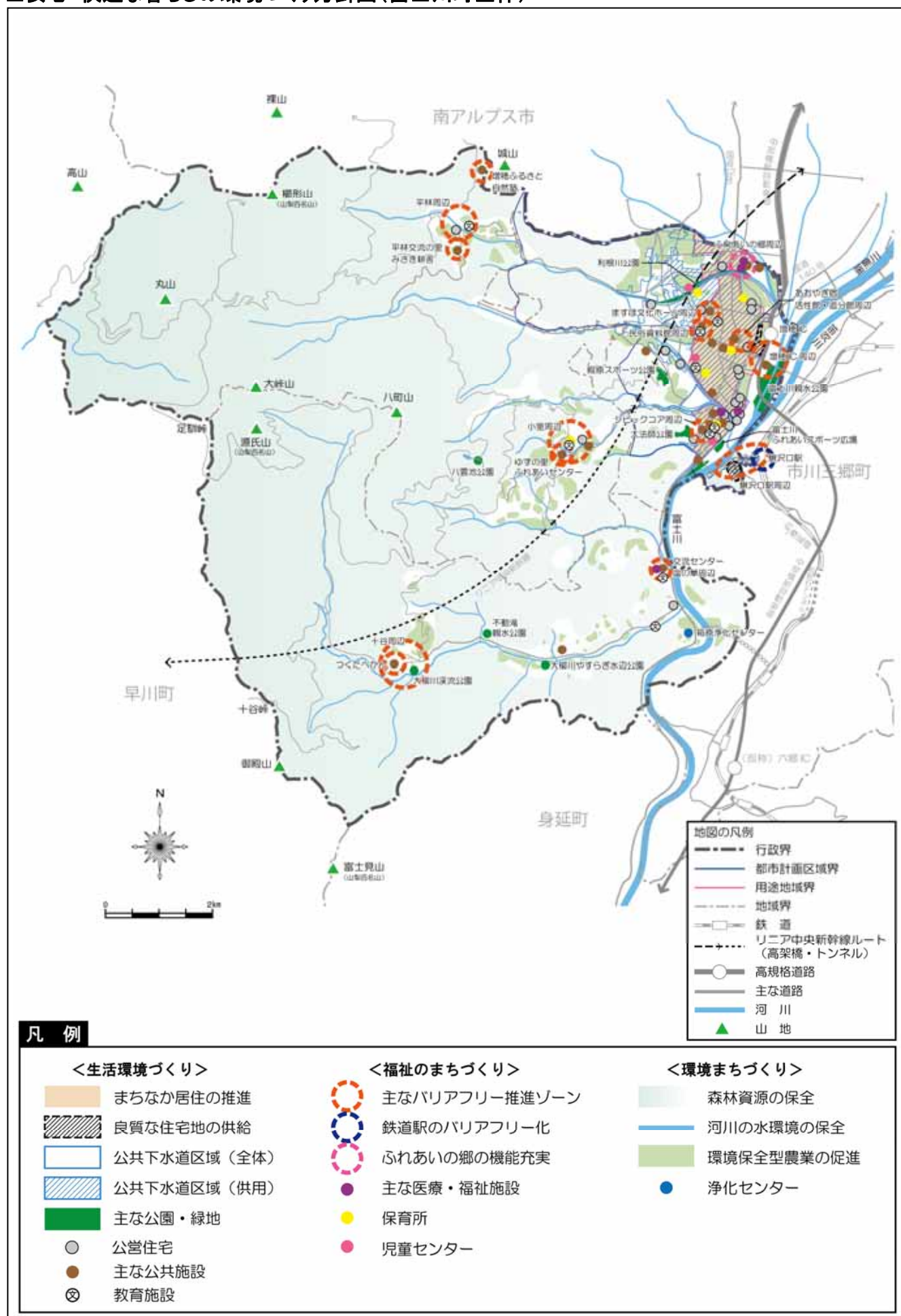


・森林に包まれた静謐な八雲池

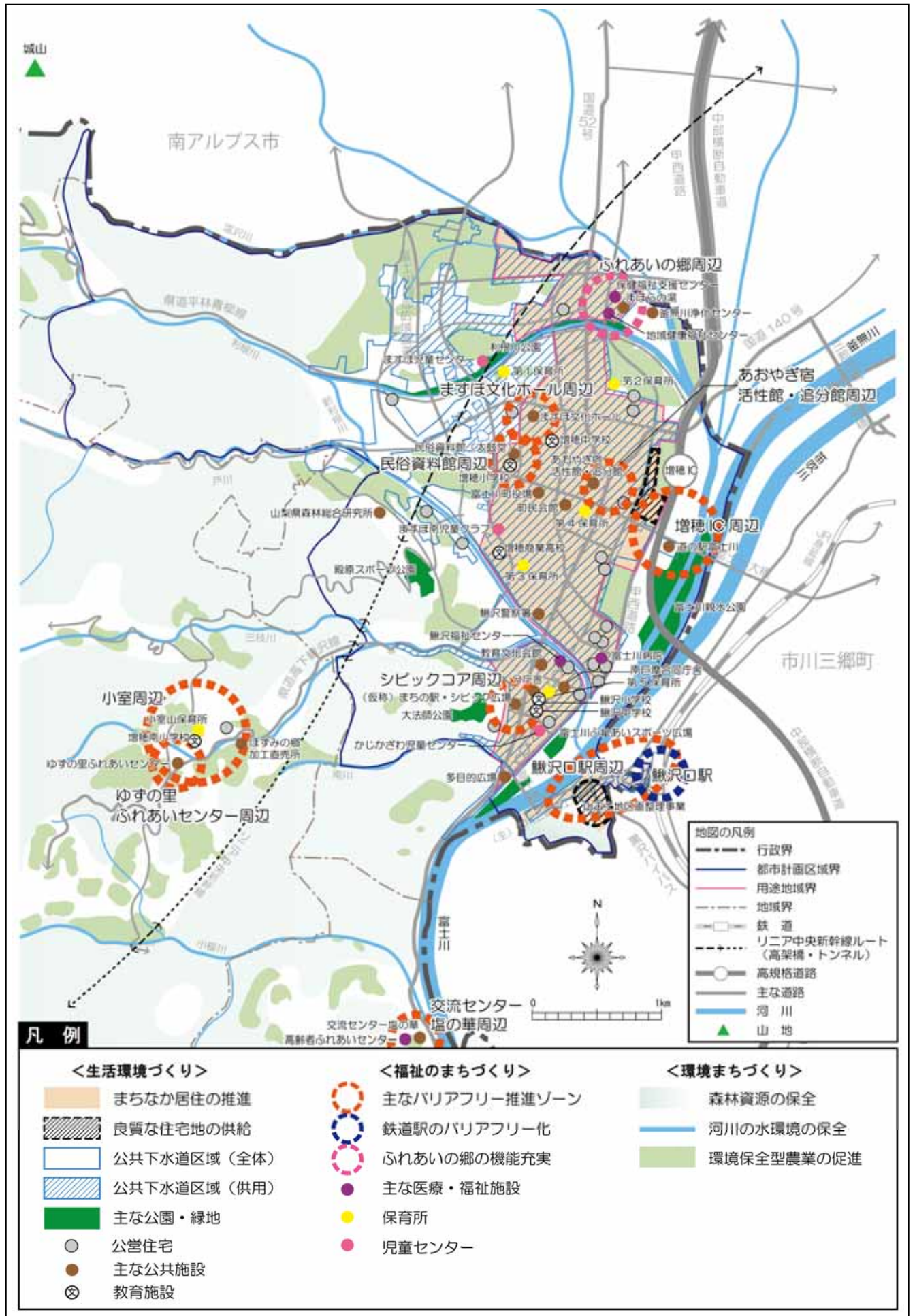


・第一保育所共同発電所「ピカリコNo.1」2周年記念イベント

■安心・快適な暮らしの環境づくり方針図(富士川町全体)



■安心・快適な暮らしの環境づくり方針図(都市田園圏域)



参考 暮らしの環境づくり方針に関わる主な住民意向

■富士川町まちづくり住民会議

※「地域まちづくり住民プラン」から抜粋

○生活環境

- ・住みやすい住環境に向けた基盤整備
- ・図書館の整備
- ・公共施設の再検証とあまり利用されない既存公共施設の有効活用、公共施設等の駐車場整備
- ・旧五開小学校の施設の有効活用（林間学校、防災コミュニティ拠点、大規模な飲食施設等）
- ・河川公園、水辺公園の整備
- ・リニア中央新幹線をテーマとした公園の整備
- ・若者の定住促進に向けた魅力ある町営住宅の改修整備、老朽化した町営住宅の改修整備、町営住宅の入居基準の緩和
- ・効果的な中山間地域の町営住宅の活用（田舎暮らし、富士山が見える家、二地域居住など地域特性の活用、若い世代向けの安価な一戸建て町営住宅への改善整備、入居希望に即した使われ方・ニーズの見直し、民間との連携の検討）
- ・ソーラー照明灯など夜間照明の整備
- ・情報基盤の整備（光回線、携帯電話等） など

○福祉

- ・高齢者が住み良い地域づくり、支援の充実
- ・高齢化に対応した空き家等を活用した施設づくり
- ・独自の子育て支援をテーマとしたまちづくり！富士川町のセールスポイントに！
- ・地域で子どもを育む子どもたちが住みやすい環境づくり（学童保育の充実、高齢者の子育てへの参加等）
- ・世代間交流・ふれあいの機会と場づくり（空き家・空き店舗を活用したいきいきふれあいサロン、地域の人材や知恵を知る・伝える場づくり、総合学習の活用など）
- ・地域コミュニティの拠点・核となる学校の活用（地域を学ぶ「地域学」の実践、学校間ネットワークと交流の推進、都市と中山間地域の学校間交流の推進、里山留学に向けた基盤整備等）
- ・学校と連携したコミュニティスクールの充実（高齢者施設と保育園の合築）
- ・健康づくり活動の推進（予防健康づくり、フットパス、サイクリングなど家族で楽しむ健康づくり）
- ・デマンドバスのフル活用！（高齢者・子どもたちの「足」としての利便性の充実）
- ・医療、福祉分野における国・県、峡南5町の連携強化
- ・増穂商業高校の医療大学化 など

○環境まちづくり

- ・水車を活用した小水力発電など自然エネルギーのモデル的な取り組み推進（菴米の棚田周辺）
- ・山村再生とエネルギー自給のための里山整備
- ・良好な自然のPR（公害や汚染の無さ、音のない静けさ、星空の美しさ）

■都市計画マスタープラン住民アンケート調査

※「今後のまちづくり施策の方向性」から上位抜粋

○生活環境

- ・文化施設や図書館、スポーツ施設などの生涯学習や健康増進のための施設の整備充実
- ・大法師公園や殿原スポーツ公園など、多くの人々が利用する公園・緑地の整備充実
- ・子どもの遊び場など、身近で親しみのある公園やポケットパーク等の整備

○福祉

- ・近隣の医療機関との連携による救急医療や地域が連携した地域医療体制の充実
- ・老人ホームや介護支援センターなどの福祉施設の充実
- ・子どもを産み、育てやすい環境づくりなど、少子化対策の充実

○環境まちづくり

- ・風力・太陽光発電などの省エネルギー対策、バイオマスなどの自然エネルギーの導入
- ・住民一人一人の地域環境に対する意識の向上、マナーやルールの遵守
- ・リサイクルステーションの設置充実による効率的なごみ処理体制の推進

■第1次富士川町総合計画フォローアップ

※「地区実行計画」等から全体構想に関わる提案を抜粋

■町民対話集会 —地域の課題・解決策—

- ・教育文化の強化
- ・安心まちづくり
- ・地域医療体制の強化、町民自らの健康づくり
- ・自然を大切にしたエコ生活の推進

■地区実行計画

○生活環境

- ・下水道の整備促進
- ・安全な通学路の整備
- ・地域施設の有効活用
- ・大法師公園の利活用、スポーツ施設公園の整備、身近な公園整備
- ・地域での旧五開小学校の有効活用
- ・老朽化した公民館の建替え、老朽化した町営住宅の建替え

○福祉

- ・高齢者福祉の充実（区単位の高齢者の見守り、安否確認、サポート体制の強化、移動手段の確保等）
- ・高齢者の生きがいづくり、知恵を活かす場づくり
- ・子育て支援の充実（空きスペースを活用した子育て支援施設整備、児童館の充実、医療補助等）
- ・小学校の存続、保育園の再開
- ・世代間交流の場の充実
- ・健康づくりの推進（食育、健康教室の充実、健康増進施設整備）
- ・地域医療の充実（救急医療体制、医師の確保、予防医療の推進、医療機関を結ぶバス路線の充実等）
- ・病院統合の推進、病院跡地の有効活用
- ・公民館活動の活性化
- ・あいさつ・声がけ運動の励行、井戸端会議ができる場づくり

○環境まちづくり

- ・ごみの減量化・リサイクルの推進
- ・地域清掃・美化活動の推進
- ・甲西道路の環境美化と騒音対策



・ 矢川集落の家並み